

課題		対策の具体化
事業者の対応	公営競技ごとの相談窓口の設置、明示・周知 依存症対策担当の設置及び依存症に関する 従業員教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各公営競技ごとに設置する相談窓口について、全競走場のウェブサイト等に掲載(～8月) 注意喚起ポスターの掲載やチラシ等の配布による相談窓口の周知(4月～) 全主催者等に依存症対策担当を設置、相談対応マニュアル等を作成、従業員教育を順次実施(4月～) 【公営競技】
	一元的・専門的に対応できる共通相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 幅広くギャンブル等依存症に専門的に対応できる「一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター」を、モーターボート競走関係団体において設立(6月)。24時間無料電話相談体制の構築(10月目途)。 今後、更に関係省庁間で連携し、適切な体制を構築 【公営競技】
	リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化・機能拡充	<ul style="list-style-type: none"> RSNの周知のため、営業所の広告に相談窓口を掲載(4月～)、リーフレットをぱちんこ営業所に配置(7月～)し、業界団体と営業所が連携し、情報発信を強化 相談員の増員、相談時間の延長、専門医等の紹介 等 【ぱちんこ】
アクセス制限	未成年者等の購入禁止等に係る注意喚起・警備の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ポスター、ウェブサイト等に注意喚起標語を掲載(4月～) 【公営競技】 競馬:馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び 競輪:車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。 オートレース:車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。 モーターボート競走:舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。 統一的な未成年対応要領の作成。警備員等に対する教育・指導の徹底による警備態勢の強化(6月～)【公営競技】 年齢確認シートの活用による賞品提供時の年齢確認(5月～) 【ぱちんこ】
	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入、拡充・普及	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン等を作成し、競走場・場外券売場において本人申告によるアクセス制限の運用を開始(4月～) 【公営競技】 本人申告によるアクセス制限の仕組みを拡充・普及(4月～)(5か月で導入店舗数が3倍強に増加) 【ぱちんこ】 家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築 【公営競技・ぱちんこ】
インターネット投票	インターネット投票サイトにおける注意喚起・相談窓口の案内	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票サイトのログイン画面等において、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等を実施(4月～) 【公営競技】
	購入限度額の設定を可能とするシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票において購入限度額を設定できるシステムを、次期システム改修に併せて構築 【公営競技】
	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> 本人申告による解約等がなされた場合、一定期間は再契約等の申請を受け付けず、アクセス制限措置を継続する仕組みを構築 家族申告によるアクセス制限の仕組みの構築(再掲) 【公営競技】
広告	施行者による取組として、ポスターやHPにおける普及啓発・注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ポスターやテレビCM、新聞・雑誌広告、HP、インターネット投票サイト等に注意喚起標語を掲載(4月～) ギャンブル等依存症に係るリーフレットやポスターを作成、競走場等に掲示・配布(本年度～) 【公営競技】
抑制	出玉規制の基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 出玉規制の強化等のため、風営法施行規則・遊技機規則を改正(8月) 【ぱちんこ】
	出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入のため、遊技機規則を改正(8月) 【ぱちんこ】
その他	場内・場外券売場のATMのキャッシング機能の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ATMのキャッシング機能の廃止又はATMの撤去(本年度目途) 【公営競技】
	営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付けるため、風営法施行規則を改正(8月) 【ぱちんこ】
	業界の取組について評価・提言を行う仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置 【ぱちんこ】
	営業所における相談等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を新設。全営業所への配置を目指して取組を推進(4月～) 【ぱちんこ】
医療・回復支援	ギャンブル等依存症の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症に関する全国調査を9月中を目途に取りまとめ。今後も継続的に実態を把握 【厚】
	ギャンブル等依存症患者の治療・相談に対応できる体制が不十分	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令市における専門医療機関・治療拠点・相談拠点の整備及び依存症相談員の配置を推進(4月～) 依存症対策全国拠点機関を指定(4月) 地域の治療実施指導者・相談支援指導者の養成研修等の実施 【厚・総】
	専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬での評価	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対応する診療報酬での評価が課題となっていることを踏まえ、標準的な治療プログラムの開発やエビデンスを構築(本年度～) 【厚】
	障害福祉サービス等従事者のギャンブル等依存症に関する知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活支援指導者や障害福祉サービス等従事者への養成研修、ポータルサイトの開設、リーフレットの作成等による普及啓発を実施(4月～) 【厚】
	医学教育や医師臨床研修等におけるギャンブル等依存症に対応できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)」に、ギャンブル等依存症を学修目標として明記(3月末)、医学部関係者に周知・要請(5・6月) 保健師・看護師・精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師がギャンブル等依存症に適切に対応できるよう、養成カリキュラム等を見直し(本年度～) 【文・厚】
	ギャンブル等依存症に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> DVDや啓発動画の作成、リーフレットの配布等(本年度～) 【厚】
	自助グループ等、民間団体の活動への支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループ(ギャンブラーズ・アノニマスやギャマノン)を含む民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動を支援(4月～) 【厚】
学校教育、消費者行政における対応	学校教育における対応	<ul style="list-style-type: none"> 依存症について取り上げる高等学校学習指導要領解説の作成に着手(本年度～) 【文】
	中・高・大学生向けの啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中・高・大学生向け啓発資料の作成 【文】
	消費生活センター、多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等との連携。相談員のギャンブル等依存症に係る知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関間で、連絡先リストや対応マニュアルの作成・共有等により、連携体制を構築(本年度中) 多重債務者相談員や消費生活相談員への研修や相談対応マニュアルの整備により、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識を向上(本年度～) 【金・消】
	貸金業、銀行業における対応	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 【金】

ギャンブル等依存症対策の強化について

平成29年8月29日

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議

目次

はじめに	1
第1 競技施行者・事業者の取組	3
1 競馬【農林水産省】	3
(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
2 競輪・オートレース【経済産業省】	10
(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
3 モーターボート競走【国土交通省】	17
(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
4 ぱちんこ【警察庁】	24
(1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充	
(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及	
(4) 出玉規制の基準等の見直し	
(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入	
(6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け	
(7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置	
(8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策	

第2	医療・回復支援【厚生労働省】	30
1	実態把握・調査研究	30
2	相談・治療体制の整備	30
	(1) 精神保健福祉センター、依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】	
	(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業	
	(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討	
3	人材育成	33
	(1) 医師【文部科学省・厚生労働省】	
	(2) 保健師・看護師	
	(3) 精神保健福祉士	
	(4) 社会福祉士	
	(5) 公認心理師	
4	普及啓発	36
5	民間団体（自助グループ等）への支援	37
6	その他	38
	(1) 就労支援	
	(2) 児童虐待防止対策	
	(3) 婦人保護対策	
	(4) ひとり親家庭支援	
	(5) 生活保護受給者への支援	
第3	学校教育、消費者行政等における対応	42
1	学校教育【文部科学省】	42
2	消費者教育【消費者庁】	42
3	多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】	43
4	消費生活センター等の相談体制の強化【消費者庁】	45
5	日本貸金業協会における対策【金融庁】	46
6	銀行の個人向け融資における対策【金融庁】	46
	参考資料	48

はじめに

我が国では、多くの人々が競馬等の公営競技やぱちんこを楽しんでいる。しかし、なかには公営競技やぱちんこにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態（ギャンブル等依存症）に陥ってしまう人々がいる。こうしたギャンブル等依存症については、自己破産や家庭崩壊を招くだけでなく、自殺や犯罪等にもつながるなど、深刻な問題が提起されている。

このため、ギャンブル等依存症患者が必要なときに早期に相談や治療を受けられる環境を整えるとともに、安易にギャンブル等へ依存することを防ぐよう、必要な対策を講じていく必要がある。

こうした中、平成28年に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議第10項では、以下のとおり、政府に対してギャンブル等依存症対策の強化を求めている。

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。」

こうした点を踏まえ、政府は、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため、平成28年末に「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げた。同会議は、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を目指して検討を進め、本年3月には「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を明らかにした。

その後、関係行政機関においては、同文書を踏まえ、各課題への対策の具体化を進め、実施可能な施策から順次実行に移してきたところである。

本文書は、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」において明らかにした各課題への具体的な対策やその実施方法に関する検討を踏まえ、政府におけるギャンブル等依存症対策の強化について取りまとめたものである。

まず、「第1 競技施行者・事業者の取組」では、ギャンブル等依存症対策の強化に当たっては、競技施行者・事業者による取組が不可欠であるとの観点から、競馬、競輪、オートレース及びモーターボート競走の公営競技並びにぱちんこの各競技施行者・事業者における取組を掲げている。各公営競技については、競技施行者等に

における依存症への対応体制や、依存防止に有効と考えられる本人・家族申告によるアクセス制限、簡単にお金を賭けられるインターネット投票における対応等の強化について取りまとめた。ぱちんこについては、相談体制等の更なる拡充や本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及等のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）による規制を受ける遊技であることを踏まえ、射幸性の抑制や営業所における依存症対策の義務付けについて取りまとめた。

「第2 医療・回復支援」では、ギャンブル等依存症患者が身近な地域で状態に応じた適切な相談・治療を受けられるような体制の整備、医師や精神保健福祉士等の人材育成について取りまとめた。加えて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発や、依存症からの回復に重要な役割を担う民間団体（自助グループ等）への支援の強化等についても挙げている。

「第3 学校教育、消費者行政等における対応」では、ギャンブル等依存症対策に当たっては学校教育や消費者行政、金融機関の取組が重要であるとの観点から、学校教育におけるギャンブル等依存症についての指導や普及啓発の強化、消費者教育の充実や消費生活センター等の相談体制の強化、多重債務等における相談体制や関係機関の連携の強化等について取りまとめた。

今後、政府として、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の下、本文書を踏まえ、関係行政機関が十分に連携して、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととする。

また、取組を講じるに当たっては、定期的な実態調査に基づいてPDCAサイクルを回すことで、不断に取組を強化していくことが大切である。

第1 競技施行者・事業者の取組

1 競馬【農林水産省】

(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実

○ 相談窓口の明示・周知

各競馬主催者においては、お客様相談窓口等にギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等は実施していたものの、相談を受け付けていることの明示や周知をしていなかった。

このため、本年4月までに、全ての競馬主催者（日本中央競馬会及び全ての地方競馬主催者）並びに地方競馬全国協会のウェブサイトに「勝馬投票券の購入にのめり込んでしまう等の不安のある方へ」等を掲載するとともに、相談窓口の連絡先を明示する取組を行っており、本年4月以降についても、以下の取組を実施している。

- ① 相談窓口を掲載した注意喚起ポスターを競馬場及び場外馬券売場において掲示（4月から日本中央競馬会、7月から全ての地方競馬主催者でそれぞれ実施）
- ② 全てのインターネット投票サイトのログイン画面に相談窓口を掲載（4月から日本中央競馬会、6月から地方競馬ネット投票サイトで実施）
- ③ 競馬場及び場外馬券売場等で配布するレーシングプログラム（番組表）に相談窓口を掲載（4月から日本中央競馬会、地方競馬主催者は5月から順次実施）

今後は、ウェブサイトや広告等における表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

○ 相談対応体制の整備

各競馬主催者においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていなかった。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年4月までに、全ての競馬主催者及び地方競馬全国協会において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するための担当を設置
- ② 本年6月、日本中央競馬会、地方競馬全国協会がそれぞれ主催し、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施。当該研修の内容については、研修に参加できなかった日本中央競馬会や地方競馬の各競馬場の従業員にも周知

今後は、以下の取組を実施することとしている。

- ① 本年中に、競馬主催者がギャンブル等依存症の相談を受ける際の具体的な対応マニュアルを整備
- ② 相談に対してより専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の構築に向けて検討

(2) 未成年者に関するアクセス制限

競馬法(昭和23年法律第158号)第28条において、未成年者は、勝馬投票券(以下「馬券」という。)を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。

○ 未成年者の馬券購入禁止等に係る注意喚起の徹底

未成年者による馬券購入が禁止されている旨の注意喚起については、これまでも、競馬場及び場外馬券売場において告知等を行ってきた。

本年4月から、以下の取組を実施している。

- ① 「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」等の注意喚起標語を、各競馬主催者が作成する全てのレース開催告知ポスター、テレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に掲載
- ② 「勝馬投票券の購入は20歳になってから！」(日本中央競馬会11,000枚)、7月からは「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」(日本中央競馬会11,000枚、地方競馬主催者4,000枚)の注意喚起標語ステッカーを各競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等において掲示

③ これまで一部の競馬主催者による実施にとどまっていた「馬券の購入は20歳になってから」という注意喚起標語の競馬場内のビジョンによる放映や、未成年者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送については、本年8月から、全ての競馬主催者において実施

また、インターネット投票サイトにおいては、会員登録時の年齢確認による未成年者の登録防止の取組のほか、全てのインターネット投票サイトに未成年者の馬券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示する取組を引き続き行っている。

今後は、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 競馬場及び場外馬券売場における警備の徹底

これまで、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による馬券の購入及び未成年者のみによる場外馬券売場への入場を防止してきたが、現場における対応方法は各競馬主催者に委ねられていた。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 日本中央競馬会では、本年6月に「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」を、地方競馬全国協会では、8月に「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」をそれぞれ関係する各競馬場及び場外馬券売場に配布し、警備員等に対する教育、指導を徹底
- ② 日本中央競馬会では、本年6月以降、競馬場における未成年対策要員の増員を実施（10競馬場合計：612名→672名）

今後は、各競馬主催者において、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、未成年者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底していくこととしている。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

○ 競馬場及び場外馬券売場におけるアクセス制限

ギャンブル等依存症の者が馬券購入を止めることを望む場合又はその家族が馬券購入を止めさせることを望む場合に、競馬場や場外馬券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 中央競馬については、日本中央競馬会において、本人申告による競馬場及び場外馬券売場への入場制限について、本年7月にマニュアルを策定し実施
- ② 地方競馬においては、本年3月に地方競馬全国協会から各競馬主催者に対し、本人申告によるアクセス制限に対応するためのガイドラインを示し、本人申告による競馬場及び場外馬券売場への入場制限を本年4月から順次実施

今後は、各競馬主催者において、実態に即した、より具体的なマニュアルを本年中に策定することとしている。また、こうした運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限

現在、インターネット投票サイトにおいては、本人申告による解約や利用停止が可能であるが、仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても一定期間は受け付けないといった形でのアクセス制限や、家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

このため、日本中央競馬会、地方競馬主催者及び地方競馬主催者の委託を受けて馬券発売を行っているインターネット投票サイトの運営会社（以下「ネット馬券発売者」という。）において、本人申告による解約又は利用停止の措置が行われた場合、その後の本人からの利用再開の申請を一定期間は受け付けず、当該措置を継続する方策について検討している。

今後は、引き続き検討を進め、日本中央競馬会においては本年10月を、その他のネット馬券発売者においては本年中を目途に実施することとしている。また、こうした運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

(4) インターネット投票の在り方

○ 購入限度額設定を可能とするシステムの整備

現在、インターネット投票サイトにおいて、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が講じられていない。

このため、ネット馬券発売者において、次期システム改修に併せ、遅くとも平成34年度までの導入に向け、当該措置を講じるため必要となるシステム仕様等について検討を行っている。

○ 本人申告・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入（前掲）

(P. 6 (○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限) 参照)

○ ギャンブル等依存症の注意喚起表示・相談窓口の案内

従来、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等がなされていなかった。

このため、本年4月から日本中央競馬会、6月からその他のネット馬券販売者において、それぞれのインターネット投票サイトのログイン画面に「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」等の注意喚起を表示するとともに、相談窓口を掲載している。

今後は、注意喚起や相談窓口の表示方法について更に検討を加え、注意喚起の徹底及びより分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

(5) 広告の在り方

○ ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形での広告の実施

競馬の広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形では実施されていない。

このため、本年4月から、各競馬主催者において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等の表示を順次実施し、広く一般に注意喚起を行っている（再掲）。

今後は、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 著名な特定の競走における広告の抑制

著名な特定の競走（日本ダービー及び有馬記念）については、その認知度を上げるため、短期間に集中的に広告を行っており、これらの競走に関する屋外広告等の手法が過大ではないかとの指摘があることから、射幸心をあおることのない広告内容とすることはもとより、必要に応じ、現在より抑制的な手法により広告を行う必要がある。

このため、日本中央競馬会では、本年5月に開催された日本ダービーの屋外広告費をラッピング電車の中止等により平成28年比で約25%削減し、抑制的に実施した。

今後は、本年12月の有馬記念においても抑制的に屋外広告を行うなど、適切な内容・手法により広告を行っていくこととしている。

○ 競馬場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

これまで、馬券売場等の競馬ファンがよく目にする場所において、ギャンブル等依存症に対する注意喚起及び相談窓口の掲示を行っていなかった。

このため、日本中央競馬会においては本年4月から、地方競馬においては5月から、それぞれ以下の取組を順次実施している。

- ① 相談窓口を掲載した注意喚起ポスターを競馬場及び場外馬券売場において掲示（再掲）
- ② 「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」等の注意喚起表示と併せて、インターネット投票サイトのログイン画面や、競馬場及び場外馬券売場等において配布するレーシングプログラム（番組表）に相談窓口を掲載

今後は、以下の取組を行うなど、積極的な普及啓発を実施していくこととしている

- ① 公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、順次、各競馬場及び場外馬券売場において掲示
- ② 関係省庁において作成するギャンブル等依存症の概要が分かるポスターやリーフレット等を競馬場及び場外馬券売場において配布するとともに、インターネット投票サイト等において掲示

(6) 資金調達制限

一部の競馬場（中央競馬10カ所中5カ所、地方競馬15カ所中2カ所）及び場外馬券売場（中央競馬42カ所中2カ所、地方競馬82カ所中2カ所）には、競馬ファンの利便性向上を図る観点から、ATMが設置されているが、当該ATMでは、クレジットカードによるキャッシングサービス（以下「キャッシング」という。）が利用可能であり、これにより調達した資金での馬券の購入が可能となっている。

このため、本年度末を目途に競馬場及び場外馬券売場に設置されている全てのATMのキャッシング機能を廃止する又はATMの撤去を行うこととし、引き続き、各競馬主催者においてATMを設置している金融機関と協議を進める。

2 競輪・オートレース【経済産業省】

(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実

○ 相談窓口の明示・周知

公益財団法人JKA（競輪・オートレースの振興法人）においては、お客様相談窓口において電話やメールでお客様からの相談に対応しており、ギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等は実施していたものの、相談を受け付けていることの明示や周知をしていなかった。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年4月、競輪・オートレースのオフィシャルウェブサイト（2サイト）にギャンブル等依存症に関する相談窓口を掲載
- ② 本年7月、全ての競輪場（43カ所）・オートレース場（5カ所）及び場外車券売場（71カ所）のウェブサイトにギャンブル等依存症に関する相談窓口を掲載
- ③ 本年7月、全ての競輪場及び場外車券売場において、ギャンブル等依存症に関する相談窓口を記載したチラシを掲示。オートレース場においても本年8月に同様の対応を実施
- ④ 本年7月、全ての民間インターネット投票サイト（4サイト）にギャンブル等依存症に関する相談窓口を掲載

今後は、ウェブサイトや広告等における表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

○ 相談対応体制の整備

各業界団体（公益財団法人JKA、全国競輪施行者協議会（競輪の施行自治体全国団体）及び全国小型自動車競走施行者協議会（オートレースの施行自治体全国団体））においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていなかった。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年4月、各業界団体において、ギャンブル等依存症に関する担当者を選任
- ② 本年5月、全ての競輪場・オートレース場において、ギャンブル等依存症対策に関する担当者を選任
- ③ 本年8月、全国競輪施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会において、ギャンブル等依存症に係る問合せ等に対応するマニュアルを策定
- ④ 本年8月、全国競輪施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会の主催により、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、各競輪場・オートレース場におけるギャンブル等依存症対策に関する担当者に対する研修を実施。当該研修の内容については、同担当者から各競輪場・オートレース場の従業員、場外車券売場の設置者及びインターネット投票サイト運営者の職員にも周知予定

今後は、引き続き、ギャンブル等依存症に対して不安を感じる方やその家族がいつでも相談できるよう、相談対応体制を整えるための取組を進めていく。

なお、相談に対してより専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の構築に向けて、検討を行っていく。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

自転車競技法(昭和23年法律第209号)第9条及び小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第13条において、未成年者は、車券及び勝車投票券(以下「車券」という。)を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。

○ 未成年者の車券購入禁止等に係る注意喚起の徹底

未成年者による車券購入が禁止されている旨の注意喚起については、これまで、競輪場・オートレース場及び場外車券売場において告知等を行ってきた。

これを徹底するため、以下の取組を実施している。

- ① 本年3月、未成年者のアクセス制限に関する注意喚起標語を決定
 - ▶ 競輪：車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。
 - ▶ オートレース：車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。
- ② 本年4月、競輪・オートレースのオフィシャルウェブサイト（2サイト）に注意喚起標語を掲載
- ③ 本年4月から順次、各競輪場・オートレース場の施行者が作成する全てのレースの開催告知ポスター、公益財団法人JKAが作成するテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を掲載
- ④ 本年6月、全ての競輪場（43カ所）・オートレース場（5カ所）及び場外車券売場（71カ所）において、注意喚起標語を掲載したチラシ又はステッカーを掲示
- ⑤ インターネット投票サイトにおいては、会員登録時に年齢を確認し、未成年者の登録を防止しているが、本年7月、全ての民間インターネット投票サイト（4サイト）に注意喚起標語を掲載
- ⑥ 本年7月以降、競輪・オートレースの出走表（番組表）に注意喚起標語を掲載

今後は、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 競輪場・オートレース場及び場外車券売場における警備の徹底

未成年者の車券購入防止のため、これまでも、車券を購入しようとする未成年者と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を行ってきた。

更なる警備の強化のため、本年6月、全国競輪施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会から施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、未成年者と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知した。

今後は、引き続き、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者の車券購入防止策を徹底していくこととしている。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

○ 競輪場・オートレース場及び場外車券売場におけるアクセス制限

ギャンブル等依存症の者が車券購入を止めることを望む場合又はその家族が車券購入を止めさせることを望む場合に、競輪場・オートレース場及び場外車券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

このため、本年8月に全国競輪施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会から各競輪場・オートレース場の施行者に対し、本人申告によるアクセス制限に対応するためのガイドラインを示した。

今後は、本人申告による競輪場・オートレース場及び場外車券売場への入場制限を本年9月から実施することとしている。また、こうした運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限

現在、インターネット投票サイト（オフィシャル2サイト・民間4サイト）においては、本人申告による解約や利用停止が可能であるが、仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても一定期間は受け付けないといった形でのアクセス制限や、家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

このため、全国競輪施行者協議会及び全国小型自動車競走施行者協議会において、本人申告による解約又は利用停止の措置が行われた場合、その後の本人からの利用再開の申請を一定期間は受け付けず、当該措置を継続する方策について実施する方向で検討している。また、こうした運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

(4) インターネット投票の在り方

○ 購入限度額設定を可能とするシステムの整備

現在、インターネット投票サイトにおいて、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が講じられていない。

このため、インターネット投票サイトにおいて、次期システム改修に併せ、遅くとも平成34年度までの導入に向け、当該措置を講じるため必要となるシステム仕様等について検討を行っている。

○ 本人申告・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入（前掲）

(P.13 (○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限) 参照)

○ ギャンブル等依存症の注意喚起表示・相談窓口の案内

従来、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等がなされていなかった。

このため、本年4月から、以下の取組を実施している（再掲）。

- ① 本年4月、競輪・オートレースのオフィシャルウェブサイト（2サイト）に注意喚起標語及び相談窓口を掲載
- ② 本年7月、全ての民間インターネット投票サイト（4サイト）に注意喚起標語及び相談窓口を掲載

今後は、注意喚起や相談窓口の表示方法について更に検討を加え、注意喚起の徹底及びより分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

(5) 広告の在り方

○ ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形での広告の実施

競輪・オートレースの広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、車券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形では実施されていない。

このため、以下の取組を実施している（再掲）。

- ① 本年3月、未成年者のアクセス制限に関する注意喚起標語を決定
 - ▶ 競輪：車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。
 - ▶ オートレース：車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。
- ② 本年4月から順次、各競輪場・オートレース場の施行者が作成する全てのレースの開催告知ポスター、公益財団法人JKAが作成するテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を掲載

今後は、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 競輪場、オートレース場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

これまで、車券売場等の競輪・オートレースファンがよく目にする場所において、ギャンブル等依存症に対する注意喚起及び相談窓口の掲示を行っていなかった。

このため、以下の取組を実施している（再掲）。

- ① 本年4月、競輪・オートレースのオフィシャルウェブサイト（2サイト）に注意喚起標語及び相談窓口を掲載
- ② 本年6月、全ての競輪場（43カ所）・オートレース場（5カ所）及び場外車券売場（71カ所）において、注意喚起標語及び相談窓口を掲載したチラシ又は注意喚起標語を記載したステッカーを掲示
- ③ 本年7月、全ての民間インターネット投票サイト（4サイト）に注意喚起標語及び相談窓口を掲載
- ④ 本年7月以降、競輪・オートレースの出走表（番組表）に注意喚起標語を掲載

今後は、公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、順次、各競輪場・オートレース場及び場外車券売場において掲示するなど、引き続き、競輪・オートレースファンに対し、ギャンブル等依存症に対する注意喚起の徹底及び相談窓口の明示・周知を行っていく。

(6) 資金調達制限

一部の競輪場（43カ所中3カ所）及び場外車券売場（71カ所中8カ所）には、競輪・オートレースファンの利便性向上を図る観点から、ATMが設置されていたが、本年8月に競輪場2カ所においてATMを撤去した。残りのATMでは、キャッシングが利用可能であり、これにより調達した資金での車券の購入が可能となっている。

このため、本年度末を目途に競輪場及び場外車券売場に設置されている全てのATMのキャッシング機能を廃止する又はATMの撤去を行うこととし、引き続き、各施行者等においてATMを設置している金融機関と協議を進める。

3 モーターボート競走【国土交通省】

(1) 相談窓口の明示・相談体制の充実

○ 相談窓口の明示・周知

各施行者においては、お客様相談窓口等の対外窓口にギャンブル等依存症の相談があった場合、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等は実施していたものの、相談を受け付けていることの明示や周知をしていなかった。

このため、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）は、本年6月にインターネット投票サイトに相談窓口の案内を掲載し、施行者は、8月に各競走場及び場外舟券売場のウェブサイト相談窓口の連絡先を掲載した。

今後は、ウェブサイトや広告等における表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

○ 相談対応体制の整備

従来、各施行者においては、ギャンブル等依存症の相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていなかった。

このため、本年7月、全施協は、相談を受ける際の依存症相談窓口運用ガイドラインを策定して施行者に周知し、施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場において、ギャンブル等依存症の相談に対応する担当者を配置した。

同ガイドラインについては、本年9月に、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（後掲）（以下「支援センター」という。）が、医師や弁護士等の専門家の意見を聴取し、改定する予定である。その際、具体的な相談対応マニュアルのひな形についても、専門家の意見を踏まえつつ作成し、同ガイドラインに組み込む予定である。また、施行者は、同ガイドラインによる運用や同マニュアルのひな形をもとに、本年中に各競走場及び場外舟券売場の実態に即した場ごとの相談対応マニュアルを整備する予定である。

さらに、人材育成の観点からギャンブル等依存症に関する知識の向上や理解を深めることを目的に、全施協は、本年9月、各競走場及び場外舟券売場の責任者や担当者向け研修を実施することとしている。当該研修では、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する者を講師として招き、ギャンブル等依存症の実態やギャンブル等依存症と疑われる者への対応方法等の講習を検討している。また、当該研修の内容（教材及び研修の映像資料）については、各競走場及び場外舟券売場の従業員等の研修に参加しない者にも周知し、ギャンブル等依存症への理解の向上及びギャンブル等依存症へ対応する体制の強化を図る。

○ 一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターの設立

上記取組に加え、ギャンブル等依存症に対して不安を感じる方やその家族がいつでも相談できるよう、相談体制及び社会課題として実情に応じた対策を講じていく体制を整備するため、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的として、全施協、一般財団法人日本モーターボート競走会、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本モーターボート選手会及び一般財団法人BOATRACE振興会（以下「モーターボート競走関係団体」という。）は、本年6月に支援センターを設立したところであり、本年10月に24時間無料相談コールセンターを開設するための準備を進めている。

今後は、支援センターにおいて各施行者の相談窓口での相談内容を集約し、無料相談コールセンターでの相談内容と併せて、ギャンブル等依存症に関する情報を一元化することで、ギャンブル等依存症の実態把握を進めていく予定である。

○ 予防対策セミナーの開催

ギャンブル等のリスクについて特化した教育は現在行われておらず、モーターボート競走関係者においても、学校教育や金銭管理に係る相談といった社会的予防対策への対応は行っていない。

このため、モーターボート競走関係団体は、本年中に、ギャンブル等依存症の予防対策に関する学生や成人を対象としたセミナーを開催する予定である。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第12条において、未成年者は、勝舟投票券（以下「舟券」という。）を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。なお、競走場への未成年者の入場については、原則、未成年者のみでの入場を制限している。

○ 未成年者の舟券購入禁止等に係る注意喚起の徹底

未成年者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起については、これまでも、競走場及び場外舟券売場において告知等を行ってきた。

未成年者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、本年3月、未成年者による舟券購入禁止のための標語（「舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。」）を決定した。施行者は、本年3月、未成年者による舟券購入禁止の注意喚起のためのポスター（標語「舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。」を掲載）を作成し、全ての競走場（24カ所）及び場外舟券売場（73カ所）において掲示した。

また、施行者は、本年8月から、全ての競走場（24カ所）及び場外舟券売場（73カ所）の出走表に、未成年者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示するとともに、場内映像のテロップ及び場内放送においても同様の注意喚起を実施している。

なお、インターネット投票サイトにおいては、会員登録時の年齢確認によって入会希望者が未成年者でないことを確認しているほか、インターネット投票サイトに未成年者の舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示する取組を引き続き行っているところである。

今後は、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 競走場及び場外舟券売場における警備の徹底

これまで、未成年者による舟券の購入を防止するため、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行ってきたが、各競走場及び場外舟券売場で定めている警備計画書等における未成年者の購入防止に係る規定の記載については、各競走場及び場外舟券売場に委ねられていた。

未成年者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、施行者は、9月までに、警備計画書等において、未成年者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨明記するとともに、警備員等に対する教育・指導を行う。

今後は、全施協が主催する警備担当者会議等においても警備員等に対する教育・指導を行い、更なる周知を図ることで、これまで以上に、競走場及び場外舟券売場において警備を徹底していくこととしている。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

○ 競走場及び場外舟券売場におけるアクセス制限

本人や家族からの申告に基づく入場制限については、いずれも本人の同意を得た上で行った実績はあるが、統一的な対応マニュアルがないことから、相談への対応方法や入場制限の方法が統一されておらず不十分であった。

このため、全施協は、各競走場及び場外舟券売場において、本人から申告があった際に入場制限を実施するための入場規制対応ガイドラインを本年7月に策定し、施行者に周知した。施行者は、当面、本人から申告のあった際には同ガイドラインに基づいて対応を行うこととしている。

同ガイドラインについては、本年9月に、支援センターが、医師や弁護士等の専門家の意見を聴取し、改定する予定である。その際、具体的なアクセス制限対応マニュアルのひな形についても、専門家の意見を踏まえつつ作成し、同ガイドラインに組み込む予定である。また、施行者は、同ガイドラインによる運用や同マニュアルのひな形をもとに、本年中に各競走場及び場外舟券売場の実態に即した場ごとのアクセス制限対応マニュアルを策定する予定である。こうした運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限

インターネット投票サイトにおいては、本人申告による会員資格の喪失が可能であるが、家族申告による利用停止等の仕組みは整備されていなかった。

このため、施行者において、本人申告による解約又は利用停止の措置が行われた場合、その後の本人からの利用再開の申請を一定期間は受け付けず、当該措置を継続する方策について検討しており、本年10月を目途に実施することとしている。

今後は、本人申告によるアクセス制限の運用を踏まえつつ、家族申告によるアクセス制限の仕組みを構築する。

(4) インターネット投票の在り方

○ 購入限度額設定を可能とするシステムの整備

現在、インターネット投票サイトにおいて、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が講じられていない。

このため、施行者において、本人申告により購入限度額の設定を可能とするシステムの開発及び改修を行うべく、次期システム改修に併せ、遅くとも平成34年度までの導入に向け、当該措置を講じるため必要となるシステム仕様等について検討している。

○ 本人申告・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入（前掲）

(P. 21 (○ インターネット投票サイトにおけるアクセス制限) 参照)

○ ギャンブル等依存症の注意喚起表示・相談窓口の案内

従来、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等がなされていなかった。

このため、施行者は、本年3月にインターネット投票サイトにギャンブル等依存症の注意喚起（標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください」を掲載）を表示した。

また、本年6月にインターネット投票サイトに相談窓口の案内を掲載したほか、本年8月に各競走場及び場外舟券売場のウェブサイトに相談窓口の連絡先を掲載した（再掲）。

今後は、注意喚起や相談窓口の表示方法について更に検討を加え、注意喚起の徹底及びより分かりやすく効果的な相談窓口の明示・周知を行っていくこととしている。

（5）広告の在り方

○ ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形での広告の実施

モーターボート競走の広告については、射幸心を煽る内容にならないよう実施されていたが、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形では実施されていなかった。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年3月、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語を決定
 - ▶ 無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。
- ② 施行者は、本年3月、ギャンブル等依存症の注意喚起のためのポスター（標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください」を掲載）を作成し、全ての競走場（24カ所）及び場外舟券売場（73カ所）において掲示（再掲）

今後は、本年9月からテレビコマーシャルに、本年10月からは開催告知ポスターにも順次注意喚起標語を掲載する予定である。また、注意喚起の表示方法について更に検討を加え、より分かりやすく効果的な明示・周知を行い、注意喚起を徹底していくこととしている。

○ 競走場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

これまで、舟券売場等のモーターボート競走ファンがよく目にする場所において、ギャンブル等依存症に対する注意喚起及び相談窓口の掲示を行っていなかった。

このため、以下の取組を実施している（①～③は再掲）。

- ① 本年3月、インターネット投票サイトにギャンブル等依存症の注意喚起を表示
- ② 本年6月、インターネット投票サイトに相談窓口の案内を掲載
- ③ 本年8月、各競走場及び場外舟券売場のウェブサイトに相談窓口の連絡先を掲載
- ④ 本年8月から、全ての競走場（24カ所）及び場外舟券売場（73カ所）の出走表に、ギャンブル等依存症の注意喚起を表示

今後は、支援センターにおいて、本年10月までにギャンブル等依存症の情報提供のためのリーフレットを作成の上、全ての競走場（24カ所）及び場外舟券売場（73カ所）へ配布し、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発や相談窓口の案内等の情報提供を実施する予定である。また、公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、順次、各競走場及び場外舟券売場において掲示する。

（6）資金調達制限

一部の競走場（24カ所中19カ所）及び場外舟券売場（73カ所中11カ所）には、モーターボート競走ファンの利便性向上を図る観点から、ATMが設置されているが、当該ATMでは、キャッシングが利用可能であり、これにより調達した資金での舟券の購入が可能となっている。

これらのATMにおけるキャッシング機能の利用件数が平均約40件（台・月）であるとの施行者による調査結果を踏まえ、本年度末を目途に競走場及び場外舟券売場に設置されている全てのATMのキャッシング機能を廃止する又はATMの撤去を行うこととし、引き続き、各施行者においてATMを設置している金融機関と協議を進める。

4 ぱちんこ【警察庁】

(1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充

ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）は電話相談を受け付け、必要に応じて、相談者に医療機関、精神保健福祉センター等を紹介している。現在、RSNではトレーニングを受けた相談員が電話相談の対応を行っているが、体制は3～4名（常勤2名、非常勤1～2名）であり、対応時間も平日午前10時から午後4時までである。

RSNへの相談件数は、平成25年から28年までの間、毎年約2,500～3,000件であったところ、ぱちんこ営業所において広報・周知の取組等を推進したこと等により、本年3月以降は毎月約400件に上るなど相談件数が増加しており、RSNの相談者に対して、今後よりきめ細かな対応を行うためには、相談体制を更に充実させる必要がある。

現在、ぱちんこ業界において、相談員の増員や相談時間の延長を行うなど、よりきめ細かな対応を行うことが可能となる相談体制の早期構築を目指し、検討が進められている。こうした相談体制が構築されるまでの対応として、ぱちんこ営業所から出向等した従業員が指導・監督を受けつつ、相談業務の補助等を行っているほか、RSNの対応時間以外でも一定の対応がとれるよう、本年11月からRSN支援室（※）の対応時間を午後10時までに延長すること等としている。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族からの相談をより多く受けられるよう、RSNにおいて相談を受け付けていることについての家族に対する情報発信を強化するため、ぱちんこ営業所の広告に、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」や「のめり込みに注意しましょう。」という注意喚起標語とともに、RSNの相談窓口を掲載することとし、その際、ぱちんこ営業所が容易に広告にRSNの相談窓口を掲載することができるよう、必要なデータを業界団体のウェブサイトに掲載している。

さらに、7月下旬から、ぱちんこ営業所にRSNの相談窓口を掲載した持ち帰り用リーフレットを置いて周知を図っている。

加えて、RSNの相談者等のぱちんこへの依存問題を抱える人に、ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があるところから、その対応方法について、現在、検討を進めている。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人は、経済的な問題を合わせて抱えていることが多いことから、こうした問題に対する相談体制についても整備することが望ましいと考えられるため、その対応方法について、現在、検討を進めている。

(※) RSN支援室

リカバリーサポート・ネットワーク支援室。全国遊技機商業協同組合連合会がRSNの電話相談事業を支援するために設立。RSNへの電話のうち、ぱちんこへの依存問題に関するもの以外（例えば、単なる問合せ、ぱちんこ営業所や遊技機等への苦情等）については、同室で対応を行っている。本年11月からRSNの相談対応時間以外の時間帯の対応を開始し、相談者に対して必要な情報の提供等を行うこととしている。

(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底

風営適正化法第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、現在でも、ぱちんこ営業所内の従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っている。

18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入禁止を更に徹底するため、現在の取組を引き続き実施するとともに、本年5月からぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施することとした。

今後は、こうした取組を確実に実施し、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入禁止を徹底していく。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及

ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額を自ら申告し、設定値に達した場合、翌来店日にぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する仕組みとして「自己申告プログラム」があるが、同プログラムを導入している店舗は、本年3月10日時点で452店舗であった。

現在、ぱちんこ業界において同プログラムの普及に取り組んでおり、導入店舗数は、本年8月10日現在、1,670店舗まで拡大している。

さらに、ぱちんこ業界において、現在は遊技使用上限金額のみとなっている申告対象を遊技時間や遊技回数にも拡大することや、家族からの申告を受け付けること等について検討を進めている。

(4) 出玉規制の基準等の見直し

遊技機の出玉（遊技客が獲得できる遊技球の数。以下同じ。）については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第8条で規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準（以下「遊技機の基準」という。）で規制されているが、ぱちんこへの依存の防止を図り、ぱちんこ営業の更なる健全化を推進するため、遊技機の基準の見直し等により、遊技機の射幸性を更に抑制する必要がある。

そこで、ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）の改正規則を制定し、平成30年2月1日から施行する。

出玉規制の強化等に係る改正事項は、以下のとおりである。

○ 出玉規制の強化

ぱちんこ遊技機について、施行規則に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準として、平均的な遊技時間（4時間）における遊技機の遊技球獲得性能に係る基準を新設し、4時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得できる遊技球の数が発射させた遊技球の数の1.5倍を超えることがある性能を有する遊技機であること等を規定するとともに、遊技機規則に規定する遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する技術上の規格として、遊技球の試射試験を4時間行った場合において、獲得する遊技球数の総数が発射させた遊技球数の総数の1.5倍に満たないものであること等を追加する。

既存の1時間、10時間に係る基準及び技術上の規格についても、4時間の規制と同程度の厳しさとなるよう見直しを行い、現行の3分の2程度の水準とする。

回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機についても、ぱちんこ遊技機と同様に4時間（回胴式遊技機は、1,600回遊技）における遊技球等獲得性能に係る基準の新設等を行う。

○ 大当たり出玉規制の強化

いわゆる大当たりとは、役物連続作動装置の作動により、通常の遊技時に比べて大量の遊技球等の獲得が可能となる状態をいうものであるが、ぱちんこ遊技機について、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技球数の上限を現行の2,400個から1,500個へと引き下げる。

回胴式遊技機についても、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技メダル数の上限を480枚（遊技球数にあっては、2,400個）から300枚（遊技球数にあっては、1,500個）へと引き下げるなどする。

(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入

ぱちんこ遊技機等については、施行規則第8条において遊技機の基準が定められており、風営適正化法第20条第1項は、これに該当する遊技機を設置してぱちんこ店を営業することを禁止しているところ、これまで遊技機の出玉情報等をぱちんこ営業所で容易に確認する手段がなかった。

ぱちんこへの依存防止対策の観点から、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止することを目的として、遊技機の出玉情報等が遊技機の基準に適合しているか容易に確認できる遊技機等を開発・導入することを可能とするため、こうした遊技機に係る規格の追加を内容とする遊技機規則の改正規則を制定し、平成30年2月1日から施行する。

また、回胴式遊技機については、ぱちんこ業界の自主的な取組として、平成28年10月から、ぱちんこ営業所において出玉情報等を確認するための装置を遊技機に付加する取組が暫定運用されていたところ、本年10月から正式運用となる。

(6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け

ぱちんこ業界では、ぱちんこへの依存防止対策として様々な取組が行われているものの、ぱちんこ営業所によって、依存防止対策への取組状況が様々である。

このため、全てのぱちんこ営業所において、適切なぱちんこへの依存防止対策を組織的に行わせるため、施行規則に規定するぱちんこ営業所の管理者の業務として、ぱちんこへの依存防止対策を追加することを内容とする施行規則の改正規則を制定し、平成30年2月1日から施行する。

(7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

ぱちんこ業界では、RSNを設立し、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しているほか、各ぱちんこ営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、ぱちんこ営業所に周知するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んでいる。

こうした取組を更に進めるため、業界の取組を評価し、更なる取組を提言する第三者機関のような仕組みがあることが望ましいと考えられるため、現在、業界において、第三者機関の設置に向けた検討を進めている。

(8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策

ぱちんこ業界では、各ぱちんこ営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、ぱちんこへの依存防止対策についての従業員への教育、相談窓口ポスターの店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等を推進するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んでいるが、依然としてぱちんこへの依存による様々な弊害が生じている。

このため、本年4月、業界において、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」（以下単に「アドバイザー」という。）を配置する取組を開始した。同取組は、ぱちんこ営業者団体、遊技機製造業者団体、遊技機販売業者団体等からなるパチンコ・パチスロ産業21世紀会（以下「21世紀会」という。）が開催する講習会を受講したぱちんこ営業所の従業員等に対して、21世紀会が修了証を発行し、修了証の発行を受けた者が、アドバイザーとして、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応するものである。これまでに、東京、福岡、大阪、大宮、東京、名古屋の順に計6回の講習会が行われており、3,501名が修了証の発行を受けている。

同講習会への参加希望者が多く、全ての希望者が受講できない状況が続いていることから、講習会の開催回数を増やすため、現在、業界において講習会用の映像資料（DVD）及びテキストの制作を行い、講習会を容易に開催できるよう取組を進めている。

第2 医療・回復支援【厚生労働省】

1 実態把握・調査研究

平成28年度から平成30年度までの3か年の調査研究で、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）において、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を行っており、また、当該研究開発課題における別の分担研究班において、我が国で実践されているギャンブル等依存症に対する各種治療法の有効性の検討と治療ガイドラインの作成を目標とする研究、海外におけるギャンブル問題の実情とギャンブル等依存症への対策等について、研究を行っているところである。

また、本年3月にギャンブル等依存症の実態について予備調査の結果を公表したが、更なるギャンブル等依存症対策を講じていく上で、より正確な実態を把握するため、平成29年度よりギャンブル等依存症の実態に係る全国調査を実施している。全国調査では、予備調査の結果を踏まえ、調査対象を全国に広げ、1万人を対象としている。全国調査は、予備調査と同様、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである SOGS を使用し、調査員による面接調査にて実施している。その結果については、9月中を目途に取りまとめられる予定である。

加えて、今後の我が国におけるギャンブル等依存症対策を講じていく上で、その時点における正確な実態を把握することが不可欠であり、継続的な全国調査の実施方策について、検討を進める。

2 相談・治療体制の整備

(1) 精神保健福祉センター・依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】

都道府県・指定都市に設置されている精神保健福祉センターにおいて、依存症に関する問合せや相談を受け付けているが、ギャンブル等依存症に対する専門的な相談員がいないなど、相談体制が不十分である。

また、地域において依存症患者を診療できる体制の確立が必要不可欠であるため、平成26年度から平成28年度まで、モデル事業として5つの府県において依存症の治療拠点機関を指定し、地域の関係機関との連携体制の構築等を通して、依存症患者を適切な相談・治療につなげる取組を行ってきたが、これらの取組を更に広げることが重要である。

このため、本年度は、以下の取組を実施している。

○ 相談体制の整備

- ① 依存症対策総合支援事業（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県及び指定都市を実施主体として、

- ・ 依存症相談拠点の設置
- ・ 相談拠点と民間団体を含む関係機関との連携方法等について協議する検討会の開催
- ・ ギャンブル等依存症に関する相談窓口を明示し、依存症相談員を配置して実施する相談支援及び相談支援の研修

に係る経費を補助している。依存症相談拠点の設置状況については、本年8月時点で都道府県・指定都市の67自治体のうち50自治体が本年度から設置予定・検討中となっている。

- ② 依存症対策全国拠点機関設置運営事業（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、国立病院機構久里浜医療センターを全国拠点機関に指定し、地域でギャンブル等依存症の相談支援に係る研修を実施する指導者を養成する研修及び依存症相談支援員等を対象とした全国会議を開催する予定である。

○ 医療体制の整備

- ① 「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県及び指定都市に対してギャンブル等依存症に関する専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について依頼している。依存症専門医療機関の選定状況については、本年度中の選定に関して本年8月時点で67自治体のうち44自治体が選定予定・検討中となっている。

- ② 依存症対策総合支援事業において、地域の医療提供体制を協議する検討会の開催経費及び地域の医療従事者を対象とした研修経費を補助している。

- ③ 依存症対策全国拠点機関設置運営事業において、地域でギャンブル等依存症の治療に係る研修を実施する指導者を養成する研修及び依存症専門医療機関の医療従事者を対象とした全国会議を開催する予定である。

○ 自助団体との連携

依存症対策総合支援事業において、精神保健福祉センター等で実施する治療・回復支援事業及び家族支援事業の実施に当たって、自助団体等と連携を図ることとしている。

なお、依存症対策総合支援事業に要する経費については、適切に地方交付税措置を講じている。

今後は、引き続き、年度内に全都道府県・指定都市において、依存症相談拠点並びに依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関が選定されるよう、働きかけを継続するなどして、依存症患者が適切な相談・医療を受けられる環境を整えていく。

(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業

ギャンブル等依存症患者が、相談支援や共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービス等を利用している場合があるものの、障害福祉サービス等に従事している者は、ギャンブル等依存症に対する知識や技術支援が不足している。

このため、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において、都道府県・指定都市・市区町村の地域で生活支援に係る研修を実施する指導者（障害福祉サービス等従事者を含む。）を養成する研修や、ポータルサイトの開設により医療従事者・行政機関職員・一般国民等に対して必要な情報を提供する普及啓発を実施する予定である。加えて、依存症対策総合支援事業において、生活の支援を行う者（障害福祉サービス等従事者を含む。）に対して、ギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修経費や依存症のリーフレットの作成等の普及啓発に係る経費を補助している。

今後は、こうした取組を通じて、障害者福祉サービス等に従事する者のギャンブル等依存症に関する知識や支援技術の向上を図っていく。

(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討

ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立・普及の必要性が指摘されているが、現状では、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療は確立していないため、専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題となっている。

このため、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向けて、AMEDの研究において、標準的な治療プログラムの開発やエビデンスの構築を進めている。さらに、依存症治療拠点機関において民間団体（自助グループ等）との連携の有効性に係るエビデンスを収集する方策を検討している。

今後は、こうした取組を通じて、ギャンブル等依存症に対する標準的な医療の確立に向けた取組を進めていく。その後、治療の有効性・安全性に係るエビデンスや医療現場における取組状況に応じ、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療について、適切な診療報酬の在り方を検討する。

3 人材育成

(1) 医師

(1-1) 【文部科学省】

医学教育においては、卒業時までに学生が身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂版）」において、喫煙と疾病との関係や、薬物依存、アルコール依存の病態や症候等の説明ができることが明記されている。一方で、ギャンブル等依存については明記されておらず、依存症に関する教育の中でギャンブル等依存症に係る教育がなされている例があるものの、十分ではなかった。

このため、本年3月末に改訂された「医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）」において、新たに「ギャンブル等への依存症の病態と症候を説明できる」ことを学修目標として明記するとともに、改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく教育の平成30年4月からの開始に向けて、ギャンブル等依存症の教育の充実について、全国医学部長病院長会議（本年5月）、国立大学附属病院長会議（本年6月）等、医学部関係者が集まる会議等において周知・要請を行っている。

今後、各医学部におけるギャンブル等依存症の教育の状況を把握するとともに、引き続き、医学部関係者が集まる会議等において周知・要請を行うなど、ギャンブル等依存症の教育の充実に向けた取組を推進する。

(1-2) 【厚生労働省】

平成16年度より医師臨床研修が必修化され、現在、医師臨床研修において、精神保健・医療を経験するとされているとともに、選択必修として精神科を含めている。その結果、「代表的な精神科疾患について、診断及び治療ができる」と答えた研修修了者は、平成14年の21.2%から、平成28年の68.2%と増加している。一方、精神科に関する研修の中でギャンブル等依存症に係る研修がなされている例があるものの、十分ではないため、ギャンブル等依存症の研修を更に充実させていくことが重要である。

具体的には、ギャンブル等依存症の治療体制の整備及び質の向上のために、医師臨床研修の到達目標において、ギャンブル等依存症を含む依存症対策について明確化することが必要である。

このため、平成30年3月までに、医道審議会医師臨床研修部会及び医師臨床研修制度の到達目標・評価の在り方に関するワーキンググループにおいて、臨床研修の到達目標にギャンブル等依存症を含む項目として「依存症」を位置づけることを検討中である。

今後は、こうした対応を踏まえ、平成32年度から、新たな臨床研修の到達目標を踏まえた医師臨床研修を行う予定であり、医師臨床研修における研修を充実していくことで、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者の養成を進めていく。

(2) 保健師・看護師

保健師及び看護師は、ギャンブル等依存症を含め様々な課題を持つ者に対し、保健指導や療養上の世話、診療の補助を行っているものの、これまで、各国家試験出題基準には、ギャンブル等依存症対策に関する項目は含まれていなかった。

このため、各国家試験出題基準の見直しを行った。医道審議会保健師助産師看護師分科会保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会で検討し、本年3月に取りまとめを行った「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成30年版」において、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目を新たに追加した。この出題基準は、平成30年実施の保健師及び看護師国家試験から適用する予定である。

(3) 精神保健福祉士

精神保健福祉士は、ギャンブル等依存症を含む精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでおり、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる精神保健福祉士の養成に向けて、教育内容を充実させること等が求められている。

このため、精神保健福祉士の専門科目のカリキュラムにおいて教育内容の例としてギャンブルに関する問題を記載しており、精神保健福祉士国家試験の試験科目においては、出題基準の中にギャンブルに関する問題や依存症の項目を盛り込んでいる。

今後は、平成33年度までに、社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを踏まえて、精神保健福祉士の養成カリキュラムの見直しを行う予定であり、その過程において、ギャンブル等依存症に関する知識をより修得できるカリキュラムとすることを検討する。

(4) 社会福祉士

社会福祉士は、社会分野における相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでおり、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる社会福祉士の養成に向けて、教育内容を充実させること等が求められている。

このため、平成33年度までに、社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行うことを予定しており、その過程において、対象者が抱えるギャンブル等依存症に関連した問題への支援を他職種連携により効果的に実施するという観点から、ギャンブル等依存症に関する知識を修得できるカリキュラムとすることを検討する。

(5) 公認心理師

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、指導や援助を行う新たな国家資格制度である。ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を育成する必要がある。

このため、公認心理師の養成カリキュラムや国家試験の出題基準等について、文部科学省と厚生労働省で公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、公認心理師となるために必要な科目や国家試験に関する検討を行い、本年5月に報告書を取りまとめた。

今後は、平成30年から行われる公認心理師国家試験の出題基準等について、ギャンブル等依存症を含む依存症への対応という観点から、検討していく。

4 普及啓発

ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発が不十分であるため、誰もがギャンブル等依存症になり得る可能性があること及びギャンブル等依存症は適切な支援により回復が可能であることが国民に理解されていない。

そのため、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族は気が付きにくく、回復が可能であることを知らないことや、周囲の理解を得にくいこと等の理由により、適切な相談や医療につながりにくいという問題がある。

このような問題を解消するためには、国民にギャンブル等依存症の正しい知識を普及啓発することが必要である。

このため、平成28年度は、依存症の普及啓発事業において「依存症への理解を深めるためのシンポジウム」の開催やリーフレットの配布等を行った。

本年度は、以下の取組を実施する予定である。

- ① 依存症の普及啓発事業において、平成28年度の取組に加えて、啓発資材として広く依存症について理解を深めるためのDVDや啓発動画の作成を検討しており、その企画・作成過程において、依存症当事者及び民間団体（自助グループ等）の参画に向けた調整を進めていく。
- ② 依存症対策全国拠点機関設置運営事業において、ポータルサイトの開設により医療従事者・行政機関職員・一般国民等に対して必要な情報を提供する普及啓発を実施する。
- ③ 依存症対策総合支援事業において、依存症のリーフレットの作成等による普及啓発を行う。

今後は、引き続き、より効果が期待される広告の方法について検討を進め、国民に依存症の正しい知識を普及していけるよう、取組を進めていく。

5 民間団体（自助グループ等）への支援

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、依存症患者本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（GA）があり、本年8月現在、全国177のミーティング会場で活動している。また、依存症患者の家族の集まりであるギヤマノンは、本年8月現在、全国145のミーティング会場で活動している。その他、ギャンブル等依存症の回復に資する情報提供、勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体も存在する。このような民間団体（自助グループ等）は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っているが、民間団体への具体的な支援策は、依存症回復施設や自助グループを対象とした研修のみに留まっている。

そこで、本年度より、民間団体の活動を支援するため、都道府県・指定都市・中核市への補助事業として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づく地域生活支援促進事業に民間団体支援事業を創設した。同事業を通して、民間団体の活動に以下の支援を行う。

- ① ミーティング会場の提供等、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動の支援
- ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供等、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供の実施
- ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助等、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の支援
- ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供等、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援

今後は、引き続き、多くの自治体で事業が実施されるよう事業活用に向けた各民間団体の活動状況等の実態把握、都道府県等の依存症対策担当者会議の場を通じた働きかけを行うとともに、全国規模で活動する民間団体への支援の方策について検討していく。

6 その他

(1) 就労支援

ハローワークにおいては、求職者がギャンブル等依存症であっても、本人に自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要がある。また、ギャンブル等依存症の診断・治療を受けている者に対しては、本人の希望を踏まえた支援の在り方について検討する必要がある。

このため、ギャンブル等依存症患者に対して本人の希望を踏まえた就労支援を行うことができるよう、本年6月、都道府県労働局の担当者を集めた全国会議等において、本人の希望に応じた相談対応を徹底するよう指示及び周知を行った。

今後は、本年中に、ハローワークの障害者窓口担当者に対し、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法についての研修を行うとともに、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う予定である。

(2) 児童虐待防止対策

虐待による子どもの死亡事例等の検証において、ギャンブル等依存症の影響等の実態把握を検討する必要があるが、従来、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、子どもの虐待による死亡事例等の検証を行うに当たっては、養育者の心理的・精神的問題等として、「アルコール依存」と「薬物依存」については、挙げられた事例数を把握・分析しているが、ギャンブル等依存症については、養育者の心理的・精神的問題等の「その他」の項目として、ギャンブル等依存症以外の問題に係る事例と併せて検証を行ってきただけであった。

今後は、児童虐待におけるギャンブル等依存症の影響等の実態把握を検討する必要があることから、当該委員会が平成30年度に取りまとめる「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」からは、「アルコール依存」や「薬物依存」と同様に、「ギャンブル等依存症」を調査項目として明確化し、検証を行っていく予定である。

また、「アルコール依存」や「薬物依存」の問題を抱える保護者に対する児童相談所や市町村の具体的な対応方法等については、「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において示してきたところであるが、本手引きを改訂する際に、「ギャンブル等依存症」に関する内容についても加筆する方向で検討を進めている。

(3) 婦人保護対策

売春防止法（昭和31年法律第118号）や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）等を根拠とする婦人保護事業については、婦人相談所や市区等の婦人相談員、婦人保護施設が実施主体として、ギャンブル等依存症を含むDV被害等の様々な困難な問題を抱えた女性を支援している。

婦人保護事業の対象者への支援に当たっては、地域で最初に相談を受ける全国の市区等の婦人相談員の業務内容を明確化した「婦人相談員相談・支援指針」において、ギャンブル等依存症等に対する相談・支援の具体的なポイントや留意点等を示しているが、全国の婦人相談所が実施する業務内容を明確化した「婦人相談所ガイドライン」においては、一時保護した者等がギャンブル等依存症を有する場合の業務について明示されていない。

このため、今年度中に「婦人相談所ガイドライン」に一時保護した者等がギャンブル等依存症を有する場合の対応について盛り込むこととし、あわせて、「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（本年10月開催）や「婦人相談所等指導者研修」（本年12月開催）において、ギャンブル等依存症の知識や対応等について周知を図ることとしている。

（４）ひとり親家庭支援

ひとり親家庭に対するギャンブル等依存症対策の支援については、「ひとり親家庭支援の手引き」において、福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員等による具体的な相談・支援の方法等を示しており、ギャンブル等依存症等の問題に対して専門的なサポートを提供しているNPO等があることについて記載しているが、ギャンブル等依存症に係る具体的な相談・支援の方法等についての詳細な記載はない。

今後は、具体的な相談・支援の方法等について、「平成29年度全国母子父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会」（本年9月開催）の場を通じて、母子・父子自立支援員等に対する周知を図るほか、今年度中に精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割や連携等の対応方法を「ひとり親家庭支援の手引き」に盛り込むこととしている。

（５）生活保護受給者への支援

ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症の相談・治療を行う機関へのつなぎという観点からも、適切な助言や支援を行っていく必要がある。

このため、本年8月に実施した厚生労働省主催の生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、ケースワーカーに対し、ギャンブル等依存症の基礎知識の普及を図った。具体的には、依存症の概要や依存症者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等の相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について、認識を共有した。

また、現在、生活保護の実施機関による指導等の実施状況を調査しており、
今後は、調査結果等を踏まえながら、専門的な医療機関への受診勧奨等、生
活保護の実施機関において取り組むべき対応策について検討する。

第3 学校教育、消費者行政等における対応

1 学校教育【文部科学省】

学校教育においては、学習指導要領等にギャンブル等依存症についての記述がなく、ギャンブル等依存症について直接的な指導がなされてこなかった。

そこで、本年度末に公示予定の高等学校学習指導要領において、「保健体育」の指導内容の一つとして、新たに精神疾患を取り上げるとともに、同要領公示後に公表される高等学校学習指導要領解説保健体育編において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を記載することとしている。

また、こうした学習指導要領等も踏まえつつ、中・高・大学生向けの啓発資料等の内容の検討を進め、子供の発達段階に応じた効果的な普及啓発を推進していく。

今後、子供が成長し大人になった際、ギャンブル等に依存せずに自律的かつ健康的に生きていくために、学校教育における対応はもとより、依存症予防教室を始めとする学校外の取組を引き続き推進するなど、様々な場面を通じて、効果的な指導や普及啓発を行っていく。

2 消費者教育【消費者庁】

○ 消費者向けの注意喚起、普及啓発用の資料の作成

消費者問題としての多重債務の要因の一つと考えられているギャンブル等依存症について、これまで、当該疾病に関する内容に特化した消費者向けの注意喚起、普及啓発等が十分に行われてきたとは言い難い。

このため、多重債務者の増加抑制に資するよう、ギャンブル等依存症対策として、今後、各地方公共団体に対して各地域における自主的な取組の推進を依頼するほか、消費者向けの注意喚起、普及啓発用の資料を作成・公表する。

○ 消費者の生活管理・家計運営に必要な力の涵養を図る消費者教育の推進

消費者の家計運営等に関して「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に基づき、消費者教育の対象領域のうち、「生活の管理と契約に関する領域」として、「適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力」の育成を図っている。

今後は、引き続き、消費者の生活管理・家計運営に必要な力の涵養を図る観点から、ギャンブル等依存症に起因するものを含め、多重債務を防止するための取組事例を消費者教育ポータルサイトに掲載するなど、幅広く消費者に向けた情報を発信することとしている。

3 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】

多重債務問題に関する相談体制については、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）に基づき、関係省庁と連携の上、国（財務局等）、地方自治体（都道府県及び市区町村）、法テラス、関係業界等において、多重債務者相談窓口を設置している。

○ 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化

現在、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関（相談拠点や専門医療機関等）が十分に整備されておらず、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口、金融サービス利用者相談室等（以下「多重債務者相談窓口等」という。）を利用する相談者が、ギャンブル等依存症であると思われる場合に、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関へ案内するなどの連携が十分に行えていない状況にある。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年4月、財務局等、都道府県及び市区町村の多重債務者相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」について情報提供を行うとともに、対応への協力を依頼した。
- ② 本年6月、「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会第9回」において、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が取りまとめられたこと並びに関係者と連携して多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化に取り組むことを報告した。

- ③ 本年度中に、厚生労働省が整備するギャンブル等依存症に関する相談拠点と多重債務者相談窓口等との間における連絡先リストの作成・共有等により、両者の連携体制を構築する。また、ギャンブル等依存症に対応できる専門医療機関が整備され次第、厚生労働省と協力し、当該専門医療機関と多重債務者相談窓口等との連携体制を構築する。
- ④ 本年度から、「多重債務者相談強化キャンペーン」等の機会を活用し、広く国民に対し、関係省庁が連携して作成した普及啓発資料を配布すること等により、各相談窓口の連携を含む相談体制の周知並びにギャンブル等依存症及びその対策の認知度向上を図る。

今後は、引き続き、ギャンブル等依存症患者が早期に必要な相談や治療を受け、多重債務対策、消費者トラブル対策等にもつながるよう、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関と多重債務者相談窓口等との連携体制の構築を図っていく。

○ 相談員に対する専門的な研修の実施・対応マニュアルの整備

多重債務者相談窓口等にはギャンブル等に関する相談も寄せられるが、現状、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分ではない。

このため、以下の取組を実施している。

- ① 本年度、ギャンブル等依存症であると思われる者に関わる相談案件に的確に対応できるよう、独立行政法人国民生活センターにおいて、10月6日及び11月14日に消費生活相談員等を対象とした研修を行うこととしているほか、消費者庁から同センターに対して、研修機会の追加を検討するよう依頼している。
- ② 本年度中に、「多重債務者相談強化キャンペーン」における関係者間の連携状況等を踏まえ、厚生労働省と連携し、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルの策定を目指すこととし、そのための作業を開始している。

今後は、引き続き、的確に相談実務が行えるよう、相談員に対する専門的な研修を実施するなどにより、ギャンブル等依存症に関する理解・知識の向上を図っていく。

4 消費生活センター等の相談体制の強化【消費者庁】

○ 消費生活相談員の相談体制の強化

全国の地方公共団体が設置している消費生活センター等においては、多重債務問題やギャンブル等に関連した消費者トラブルについて相談を受け付けているが、消費生活相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分ではない。

このため、ギャンブル等依存症であると思われる者に関わる相談案件に的確に対応できるよう、独立行政法人国民生活センターにおいて、本年10月6日及び11月14日に消費生活相談員等を対象とした研修を行うこととしているほか、同センターに対して、研修機会の追加を検討するよう依頼している（再掲）。

今後は、本年度中を目途に、当該研修に参加した者の意見等を踏まえ、厚生労働省及び金融庁と連携し、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルの策定を目指すこととしている。

○ 消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化

地方消費者行政をめぐっては、ギャンブル等依存症への対応を始めとする国の重要課題への対応の中で、消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化への期待・必要性が高まっている。

今後は、消費者庁に設置した「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」の報告書（本年7月）を踏まえ、ギャンブル等依存症の相談対応を含め、必要な措置について検討等を進める。

※ 参考

- ① 消費生活相談窓口の設置状況（平成28年4月現在）
全ての地方公共団体に設置（うち、消費生活センターは799カ所）
消費生活相談員：3,393人
- ② 消費生活センター等に寄せられるギャンブル等に関する相談
616件（平成27年度）→ 537件（平成28年度）
※ 本年7月13日時点でのPIO-NETによる検索結果（「ギャンブル」
及び「多重債務」をキーワードとして設定し、検索）

5 日本貸金業協会における対策【金融庁】

多重債務問題の解決の一環として、平成22年10月から貸金業の自主規制団体（日本貸金業協会）が、浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、当該本人が自粛対象者である旨の情報の登録を個人信用情報機関に依頼することにより、その登録情報の提供を受けた消費者金融会社等による貸付けの自粛を促す取組を行っている。

しかしながら、現状では、一般的な貸付自粛制度の運用にとどまり、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していない。

このため、本年4月以降、協会の自主規制規則である「貸付自粛対応に関する規則」について、ギャンブル等依存症等を理由とする申告を貸付自粛の対象とする旨の規定整備を検討している。

今後は、本年度末を目途に、ギャンブル等依存症対策への対応に係る「貸付自粛対応に関する規則」の整備を目指していく。

また、同規定の運用において新たに発生する事務負担にも考慮しつつ、体制を整備し、平成30年度中を目途に運用を開始することを目指していく。

さらに、自主規制規則の整備に併せて、協会ウェブサイト等の作成作業を進めるとともに、関係先（全国の消費者相談センターや、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関）に対して広く制度を周知する方策を検討する。

6 銀行の個人向け融資における対策【金融庁】

現状では、銀行の個人向け融資を通じ、ギャンブル等依存症患者がギャンブル等の資金を借り入れる可能性がある。

このため、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）において、ギャンブル等依存症対策として、ギャンブル等依存症等を理由とする申告を貸付自粛の対象とする制度の導入に向けた検討を行うこととし、本年4月以降、類似の制度を導入している日本貸金業協会、貸金業法（昭和58年法律第32号）上の指定信用情報機関、法律事務所等と意見交換を実施の上、全銀協が貸付自粛制度を導入するに当たって整理すべき内容（会員各行による制度活用、制度の運用に当たっての法的課題・リスクの精査、個人信用情報機関との連携、受付時の本人確認等のノウハウ等）について検討を開始している。

今後は、全銀協内の検討部会において、具体的な対応方法等について更なる検討を行うとともに、必要に応じて日本貸金業協会、個人信用情報機関、法律事務所等とも相談し、全銀協内の体制整備（個人信用情報センターにおける必要なシステム改修等の実務対応や他信用情報機関との連携の実務対応を含む。）等に係る検討を進めた上で、平成30年度を目途に貸付自粛制度を開始することを目指していく。

參考資料

競馬をお楽しみいただくに際して

18世紀のイギリスで誕生した近代競馬は、300年の伝統を重ねながら、世界中の人々を魅了してきました。

我が国で初めて開催された近代競馬は、150年以上前の幕末に遡ります。

以来、多くのお客様に支えられて発展を続け、

今では国際的なスポーツエンターテインメントとして、

競馬を愛する皆様に夢と感動をお届けしています。

「レースの迫力」・「馬の美しさ」・「推理の楽しみ」が一体となった

競馬の魅力を未永くお楽しみください。

馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び
悪質な予想業者・情報提供者にご注意を
ご購入は正規の窓口で



EPSOM

勝馬投票券にのめりこむ等の不安のある方のご相談

JRAインフォメーションデスク: **050-3536-0066** 月曜～金曜 10:00～17:00 (除く 土・日・祝日・年末年始)

(IP電話「050」を利用しております。携帯電話とは異なりますのでご注意ください)

※ご利用の際には電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようお願い申し上げます。

※NTT固定電話からの通話料は、全国一律10.8円+税/3分です。(平成29年4月24日現在)



競馬をお楽しみ いただくために

これまで地方競馬は、
地域に根付いた祭典競馬を起源として、
長い歴史の中で様々な発展を遂げてまいりました。
地元産の馬が活躍する姿、
近い距離での騎手や馬と触れ合い、
ナイター照明を浴びて走る馬の美しさ、
世界で唯一のばんえい競馬など、
各競馬場ならではの魅力を提供し続けることで、
現在では、競馬場の地域の方々のみならず、
全国的にご支持・ご支援をいただき、
楽しんでいただけるようになりました。

今後も末永く地方競馬を
お楽しみいただくためにも、
勝馬投票券は適度に楽しんで
いただきたいと考えております。

馬券は20歳になってから
ほどよく楽しむ大人の遊び

馬券の購入にのめり込む等の不安のある方のご相談

北海道農政部競馬事業室 TEL 011-204-5118
9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始の休日を除く)
(一社)北海道軽種馬振興公社 TEL 01456-2-2501
14:00～20:00(競馬開催日) ※非開催日は北海道と同様

地方競馬全国協会相談窓口 03-3583-6858
相談時間 月曜～金曜 9:30～17:30(除く、土・日曜・祝日・年末年始)
地方競馬情報サイトにおいて、各地方競馬場における窓口などの連絡先を
掲載しております。(http://www.keiba.go.jp/havofun_2.html)

競馬：注意喚起標語ステッカー

「馬券は20歳になってから、ほどよく楽しむ大人の遊び」



馬券の発売機に貼付されている標語ステッカー

競輪：注意喚起・啓発用ポスター

◎ 車券の購入は20歳になってから。

未成年者は、自転車競技法第9条により、
車券を購入し、又は譲り受けることはできません。

◎ 競輪は適度に楽しみましょう。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。

◀ ○○競輪場 お客様相談コーナー ▶

場所： 上記の場所を記載（例：正面スタンド入口右側）

または、◀ 公益財団法人 JKA お客様相談コーナー ▶

☎ 03-3239-9420（受付時間：平日10:00～17:00）

✉ webmaster@keirin-autorace.or.jp

○○競輪開催執務委員長

KEIRIN



◎ 車券の購入は20歳になってから。

未成年者は、小型自動車競走法第13条により、
車券を購入し、又は譲り受けることはできません。

◎ オートレースは適度に楽しみましょう。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。

◀ ○○オートレース場 お客様相談コーナー ▶

場所： 上記の場所を記載（例：正面スタンド入口右側）

または、◀ 公益財団法人 JKA お客様相談コーナー ▶

☎ 03-3570-5516（受付時間：平日10:00～17:00）

✉ webmaster@autorace.jp

○○オートレース開催執務委員長



オートレース：注意喚起標語ステッカー

**車券投票券の購入は
20歳になってから!**

未成年は、小型自動車競走法13条により「車券投票券」を
購入し、または譲り受けることはできません。

開催執務委員長

◎車券の購入は20歳になってから。

(譲り受けることもできません)

◎オートレースは適度に楽しみましょう。

開催執務委員長

ボートレースを、 より一層お楽しみいただくために。

いつもボートレースを応援いただき、ありがとうございます。

ボートレースは自分の考えで楽しめる健全な知的ゲームです。
安心して快適にお楽しみいただくために、以下の通りご注意ください。

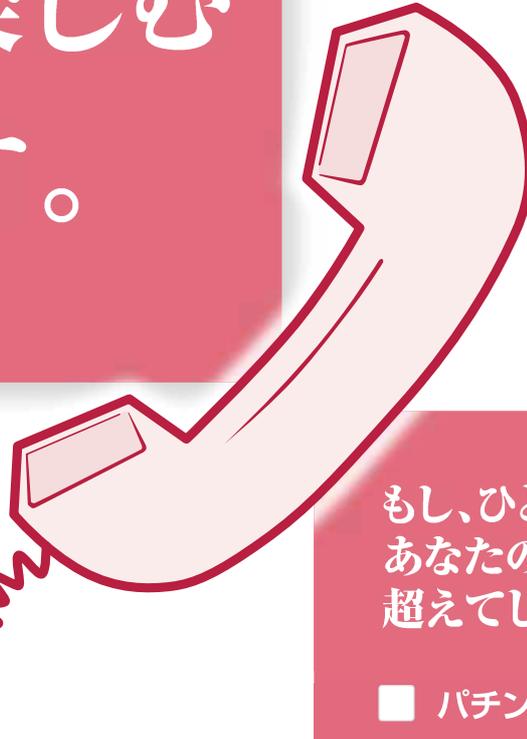
1. 舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。
2. 無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。
3. 最近、悪質な有料情報サイトが増えていますのでご注意ください。

みなさまにご購入いただいた舟券の一部は、日本財団及び地方公共団体を通じ、社会貢献活動に役立てられます。



パチンコは、
適度に楽しむ
遊びです。

パチンコ・パチスロ依存は、
誰にでも起こりうる問題です。
ひとりでも悩まず、
お電話ください。



もし、ひとつでも当てはまるなら、
あなたの遊技は、もう“適度”を
超えてしまっているかもしれません。

相談窓口

050-3541-6420

月～金(土日祝日除く)午前10:00～午後4:00

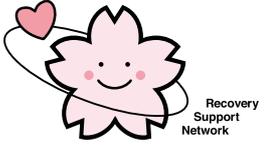
ホームページ

<http://rsn-sakura.jp/>

- パチンコをするためにウソをついた
- 使ってはいけないお金を、使ってしまった
- 負けを取り返そうとして、途中で止められなくなった
- やり始めると、時間や金額が分からなくなってしまう
- パチンコをするために、お金を借りた
- パチンコが原因で、大切な人とケンカになった

ぱちんこ依存問題相談機関

認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク



リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存問題からの回復を支援する非営利相談機関です。電話による無料相談を行っています。相談は匿名でお受けしています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援、会費、寄付によって支えられています。

※パチンコ・パチスロ産業21世紀会(加盟14団体)

全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連事業協会、日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合、全国遊技機商業協同組合連合会、回胴式遊技機商業協同組合、一般社団法人遊技場自動サービス機工業会、遊技場自動補給装置工業組合、遊技場メダル自動補給装置工業会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会、一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会、一般社団法人電子認証システム協議会、一般社団法人プリベイドシステム協会

ぱちんこ：注意喚起・啓発用広告素材

※ ぱちんこ営業所が容易に広告にRSNの相談窓口を掲載することができるよう、業界団体のウェブサイトに掲載している必要なデータ

店舗広告欄

<p>パチンコ・パチスロは 適度に楽しむ遊びです。</p> <p>のめり込みに注意しましょう。</p>	 <p>パチンコ・パチスロ産業21世紀会 私たちは業界14団体で構成しています。</p>	<p>ぱちんこ依存症相談事業 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク</p> <p>リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存症からの回復を支援する ため電話による無料相談を行っています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ 産業21世紀会の支援、助成によって行われています。</p> <p>相談窓口 050-3541-6420 <small>24時間受付</small> ホームページ http://rsn-sakura.jp/</p>
---	---	--

<p>パチンコ・パチスロは 適度に楽しむ遊びです。</p> <p>のめり込みに注意しましょう。</p> <p>パチンコ・パチスロ産業21世紀会 私たちは業界14団体で構成しています。</p>	<p>ぱちんこ依存症相談事業 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク</p> <p>リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存症からの回復を支援する ため電話による無料相談を行っています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ 産業21世紀会の支援、助成によって行われています。</p> <p>相談窓口 050-3541-6420 <small>24時間受付</small> ホームページ http://rsn-sakura.jp/</p>
---	--

<p>のめり込みに注意しましょう。</p> <p>パチンコ・パチスロは 適度に楽しむ遊びです。</p> <p>パチンコ・パチスロ産業21世紀会 私たちは業界14団体で構成しています。</p>		<p>ぱちんこ依存症相談事業 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク</p> <p>リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存症からの回復を支援する ため電話による無料相談を行っています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ 産業21世紀会の支援、助成によって行われています。</p> <p>相談窓口 050-3541-6420 <small>24時間受付</small> ホームページ http://rsn-sakura.jp/</p>
---	---	--

<p>のめり込みに注意しましょう!</p> <p>パチンコ・パチスロは 適度に楽しむ遊びです。</p> <p>パチンコ・パチスロ産業21世紀会 私たちは業界14団体で構成しています。</p>	<p>ぱちんこ依存症相談事業 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク</p> <p>リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存症からの回復を支援する ため電話による無料相談を行っています。当団体の活動は、パチンコ・パチスロ 産業21世紀会の支援、助成によって行われています。</p> <p>相談窓口 050-3541-6420 <small>24時間受付</small> ホームページ http://rsn-sakura.jp/</p>
--	--

自己申告 プログラム



！パチンコ・パチスロを適度に楽しみたい ！のめり込みを抑制したい

依存(のめり込み)問題に取り組みたいというお客様にお答えするサービスです。お客様から1日のご遊技金額を申告して頂き、その設定値を超えた場合、ホールスタッフが次の来店日に申告されたご遊技金額を超えた旨をお伝え致します。

※本プログラムをご利用になるには、貯玉会員カード、自己申告プログラム申請書が必要です。また、パチンコ店側もお客様の取り組みをサポートするために、店舗保管の申請書に写真を添付させていただきます。



▶ 申告書を提出

「自己申告プログラム申込書」に必要な事項を明記し、受付カウンターに提出します。



▶ 利用上限に到達

申告した1日のご遊技金額を超えてしまうと、翌日以降会員カードでご遊技することができなくなります。



▶ 店舗スタッフからの お声がけ

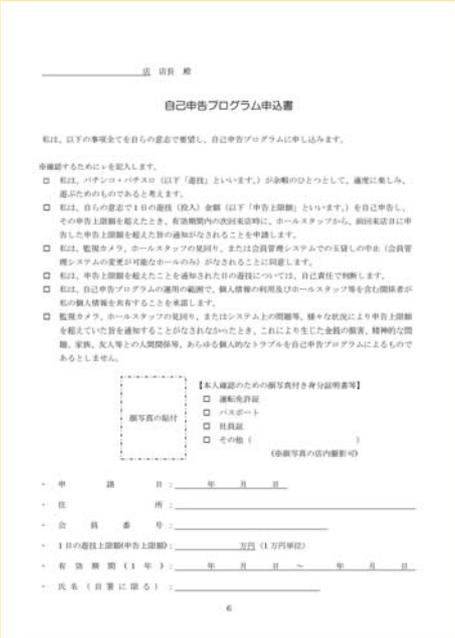
設定値を超えてしまった場合、次の来店日にホールスタッフのご遊技金額を超えた旨をお伝えいたします。

パチンコ・パチスロは適度に
楽しむ遊びです。

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！



自己申告プログラム ご利用案内

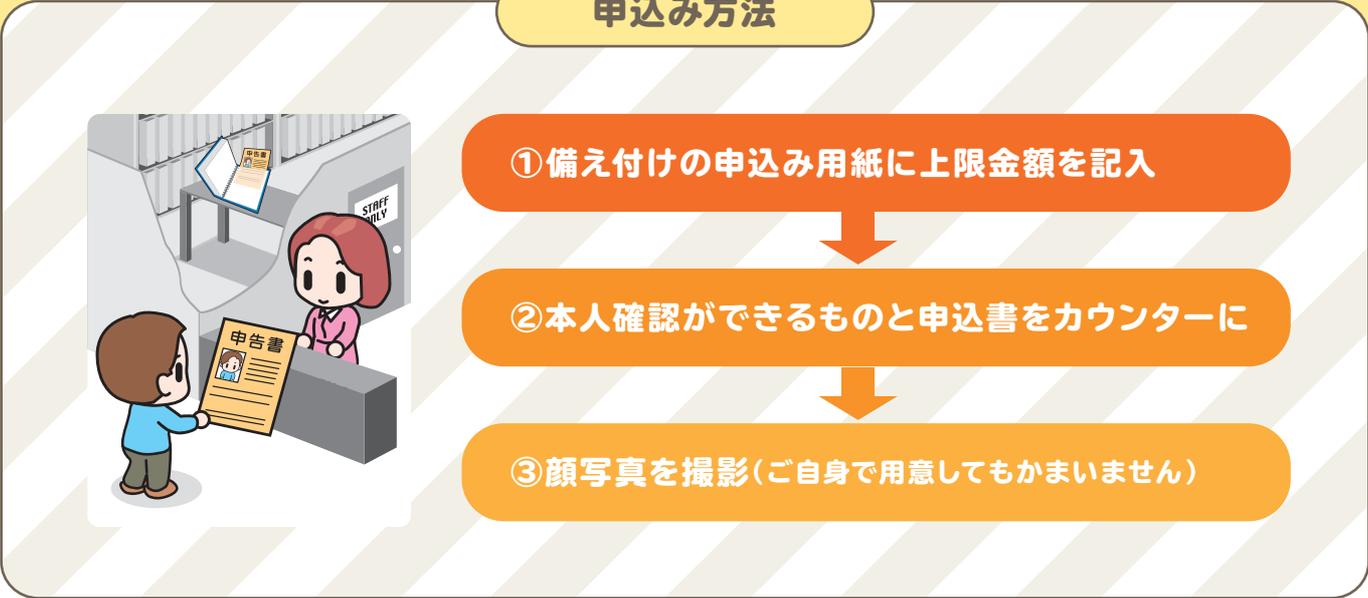


◆パチンコ・パチスロを適度に楽しみたいお客様 ◆のめり込みを抑制したいお客様

自己申告プログラムは依存(のめり込み)問題に悩むお客様のお手伝いをする仕組みです。
お客様の1日に使用する上限金額を決めていただき、その金額を超えた際に店舗スタッフがお知らせするものです。(スタッフは「お知らせ」までサポートしますが、その後の遊技につきましてはお客様に決めていただきます)



申込み方法



※自己申告プログラムは、のめり込み対策の一環として、会員管理システムを活用して、お客様に1日の遊技の使用上限金額を自ら申告していただき、申告上限額を超えた場合、次回の来店日にお客様にお知らせする仕組みです。これによってお客様の安全・安心遊技を確保しようとするものです。

ぱちんこ：自己申告プログラムステッカー

■ステッカー H128×W128mm



ぱちんこ：年齢確認シート

※ 賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して、年齢確認を実施するためのシート



18歳未満の方は法律により入場できません。



指差し確認をお願い致します。
18歳以上ですか？

はい

いいえ



「身分証明書」をご提示していただく場合がございます。

都道府県・指定都市におけるギャンブル等依存症の相談・治療体制の整備状況

平成29年8月時点

	自治体名	依存症相談拠点(依存症の専門員配置)の設置予定状況			依存症専門医療機関の選定予定状況		
		H29年度 設置予定	H29年度 設置検討中	未定又は 設置予定無し	H29年度 選定予定	H29年度 選定検討中	未定又は 選定予定無し
都道府県							
1	北海道	○				○	
2	青森県			○			○
3	岩手県			○			○
4	宮城県			○			○
5	秋田県			○			○
6	山形県			○		○	
7	福島県			○			○
8	茨城県		○			○	
9	栃木県			○			○
10	群馬県			○		○	
11	埼玉県		○			○	
12	千葉県			○			○
13	東京都		○			○	
14	神奈川県	○				○	
15	新潟県		○			○	
16	富山県		○			○	
17	石川県		○			○	
18	福井県		○				○
19	山梨県		○			○	
20	長野県		○			○	
21	岐阜県	○			○		
22	静岡県		○		○		
23	愛知県	○					○
24	三重県	○			○		
25	滋賀県		○			○	
26	京都府		○			○	
27	大阪府	○			○		
28	兵庫県		○			○	
29	奈良県		○				○
30	和歌山県		○				○
31	鳥取県		○			○	
32	島根県			○			○
33	岡山県	○			○		
34	広島県		○		○		
35	山口県		○			○	
36	徳島県		○			○	
37	香川県		○			○	
38	愛媛県		○			○	
39	高知県			○			○
40	福岡県		○			○	
41	佐賀県	○			○		
42	長崎県		○			○	
43	熊本県			○			○
44	大分県			○			○
45	宮崎県			○			○
46	鹿児島県		○			○	
47	沖縄県		○			○	
	合計	8	25	14	7	24	16
指定都市							
48	札幌市		○			○	
49	仙台市		○			○	
50	さいたま市		○			○	
51	千葉市		○			○	
52	横浜市		○			○	
53	川崎市		○				○
54	相模原市			○			○
55	新潟市		○			○	
56	静岡市		○				○
57	浜松市		○				○
58	名古屋市		○				○
59	京都市		○			○	
60	大阪市		○			○	
61	堺市		○			○	
62	神戸市			○		○	
63	岡山市		○			○	
64	広島市		○			○	
65	北九州市		○			○	
66	福岡市			○			○
67	熊本市		○				○
	合計	0	17	3	0	13	7
	総計(県+市)	8	42	17	7	37	23

ギャンブル等依存症に対応できる専門の医療機関

（「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」(研究代表者:久里浜医療センター 樋口 進)調べ)

平成29年8月時点

都道府県	医療機関名	所在地	電話番号
北海道	特定医療法人北仁会 旭山病院	北海道札幌市中央区双子山4丁目3番33号	011-641-7755
北海道	医療法人北仁会 石橋病院	北海道小樽市長橋3-7-7	0134-25-6655
北海道	札幌太田病院	北海道札幌市西区山の手5条5丁目1-1	011-644-5111
北海道	道立緑ヶ丘病院	北海道河東郡音更町緑が丘1	0155-42-3377
北海道	手稲溪仁会病院 精神保健科	北海道札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	011-681-8111
北海道	ほっとステーション大通公園メンタルクリニック	北海道札幌市中央区大通西5丁目8番地 昭和ビル4階	011-233-2525
北海道	幹メンタルクリニック	北海道札幌市中央区大通西20丁目2-20 EXCEL S1ビル 5階	0120-783-874
青森県	藤代健生病院	青森県弘前市大字藤代二丁目12の1	0172-36-5181
山形県	(社)公徳会 佐藤病院	山形県南陽市柗塚948-1	0238-40-3170
宮城県	東北会病院	宮城県仙台市青葉区柏木1丁目8-7	022-234-0461
宮城県	ワナクリニック	宮城県仙台市青葉区通町2丁目9-1 高進ビル 3F	022-275-8186
福島県	大島クリニック	福島県郡山市虎丸町14-4 丸三ビル2F	024-934-3960
茨城県	紫峰の森クリニック	茨城県つくば市島名472-1	029-848-2348
茨城県	医療法人社団正定会 廣瀬クリニック	茨城県水戸市見川町2352-3	029-244-1212
茨城県	東京医科大学茨城医療センター	茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-1161
群馬県	赤城高原ホスピタル	群馬県渋川市赤城町北赤城山1051	0279-56-8148
群馬県	榛名病院	群馬県渋川市渋川3658-20	0279-22-1970
埼玉県	白峰クリニック	埼玉県さいたま市浦和区上木崎4-2-25	048-831-0012
東京都	昭和大学附属烏山病院	東京都世田谷区北烏山6-11-11	03-3300-5231
東京都	多摩あおば病院	東京都東村山市青葉町2-27-1	042-393-2881
東京都	飯田橋榎本クリニック	東京都千代田区飯田橋4-6-5	03-5276-0601
東京都	周愛利田クリニック	東京都北区上中里3-6-13	03-3911-3050
東京都	メンタルオフィス亀戸	東京都江東区亀戸6-58-11 亀戸ESビル3F	03-3636-2377
東京都	ハナクリニック	東京都江東区大島5-36-8,穴戸第3ビル 3F	03-5858-3711
東京都	三船クリニック	東京都立川市柴崎町3-5-7 安田ビル4F	042-523-6693
東京都	雷門メンタルクリニック	東京都台東区雷門2丁目18-15-4F	03-5828-3841
東京都	こまごめ緑陰診療所	東京都文京区本駒込5-19-2 小林ビルデンス2F	03-3943-5525
東京都	新大塚榎本クリニック	東京都豊島区南大塚3丁目11-9	03-6907-8061
東京都	榎本クリニック	東京都豊島区西池袋1-2-5	03-3982-5321
東京都	成瀬メンタルクリニック	東京都町田市南成瀬1-1-2プラザ成瀬2-15	042-710-7657
東京都	京橋メンタルクリニック	東京都中央区京橋1-2-4 YNビル8F	03-5203-1930
東京都	きむらメンタルクリニック	東京都文京区本駒込6-24-1 後藤ビル2F	03-5981-8847
東京都	アバリクリニック	東京都新宿区余丁町14-4	03-5369-2591
神奈川県	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	神奈川県横須賀市野比5-3-1	046-848-1550
神奈川県	北里大学東病院	神奈川県相模原市麻溝台2丁目1番1号	042-748-9111
神奈川県	神奈川県立精神医療センター	神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-1	045-822-0241
神奈川県	大石クリニック	神奈川県横浜市中区弥生町4-41	045-262-0014
神奈川県	茅ヶ崎クリニック	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南1-22-1	0467-86-2123
神奈川県	まこと心のクリニック	神奈川県横浜市中区不老町1-5-11 K-SPIREビル3F	045-222-8050
千葉県	医療法人梨香会 秋元病院	千葉県鎌ヶ谷市初富808-54	047-446-8100
新潟県	かとう心療内科クリニック	新潟県新潟市江南区亀田向陽1-3-35	025-382-0810
石川県	社会医療法人財団松原愛育会 松原病院	石川県金沢市石引4-3-5	076-231-4145
石川県	ひろメンタルクリニック	石川県金沢市西念3丁目1-32 西清ビルA-1	076-234-1621
福井県	福仁会病院	福井県福井市文京5-10-1	0776-22-7133
福井県	福井県立病院 こころの医療センター	福井県福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151
長野県	かとうメンタルクリニック	長野県松本市北深志1-5-18	0263-34-6141
岐阜県	医療法人 杏野会 各務原病院	岐阜県各務原市東山1-60	058-389-2228
岐阜県	須田病院	岐阜県高山市国府町村山235番地5	0577-72-2100
静岡県	医療法人社団進正会 服部病院	静岡県磐田市大久保西貝塚3781-2	0538-32-7121
愛知県	西山クリニック	愛知県名古屋市中東区上社1-704	052-771-1600
三重県	三重県立こころの医療センター	三重県津市城山1-12-1	059-235-2125
三重県	独立行政法人国立病院機構 榑原病院	三重県津市榑原町777	059-252-0211

都道府県	医療機関名	所在地	電話番号
三重県	かすみがうらクリニック	三重県四日市市八田1丁目13-17 ビセンビルA棟	059-332-2277
三重県	おおごし心身クリニック	三重県津市久居明神町2157-4	059-255-7432
京都府	京都府立洛南病院	京都府宇治市五ヶ庄広岡谷2	0774-32-5900
京都府	安東医院	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上る 西玉水町279番地	075-344-6016
大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター	大阪府枚方市宮之阪3丁目16-2	072-847-3261
大阪府	藤井クリニック	大阪府大阪市都島区東野田町1-21-7 富士林プラザ10番館 2F	06-6352-5100
大阪府	新阿武山クリニック	大阪府高槻市天神町1-10-1 たかつき天神ビル2階	072-682-8801
奈良県	奈良県立医科大学附属病院精神科	奈良県橿原市四条町840	0744-22-3051
奈良県	八木植松クリニック	奈良県橿原市八木町1丁目7-3 かしはらビル 5F	0744-25-8620
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5-2	078-382-5111
兵庫県	復光会垂水病院	兵庫県神戸市西区押部谷町西盛566	078-994-1151
兵庫県	幸地クリニック	兵庫県神戸市中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館7F 709号	078-599-7365
兵庫県	ただしメンタルクリニック	兵庫県西宮市高松町4-37 中林ビル西宮 5	0798-69-2881
和歌山県	和歌浦病院	和歌山県和歌山市和歌浦東3-2-38	073-444-0861
広島県	よこがわ駅前クリニック	広島県広島市西区横川町2丁目7-19 横川メディカルプラザ 2F	082-294-8811
広島県	木村神経科内科クリニック	広島県広島市中区榎町3-1 木村ビル	082-292-8381
広島県	本田クリニック	広島県尾道市高須町4754番地5	0848-56-1855
広島県	こころ尾道駅前クリニック	広島県尾道市土堂1丁目11番6号	0848-36-5561
岡山県	岡山県精神科医療センター	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821
岡山県	ゆうクリニック	岡山県岡山市北区幸町1-7 大田ビル3F	086-225-0375
山口県	医療法人信和会 高嶺病院	山口県宇部市大字善和187-2	0836-62-1100
鳥取県	明和会医療福祉センター 渡辺病院	鳥取県鳥取市東町3-307	0857-24-1151
香川県	清水病院	香川県観音寺市柞田町甲1425-1	0875-25-3749
徳島県	藍里病院	徳島県板野郡上板町佐藤塚字東288-3	088-694-5151
徳島県	あいざとパティオクリニック	徳島県徳島市蔵本町2丁目30番地1	088-634-1881
高知県	海辺の杜ホスピタル 精華園	高知県高知市長浜251	088-841-2409
高知県	岡豊病院	高知県南国市岡豊町小連689-1	088-866-2345
高知県	田辺病院	高知県高知市入明町14-2	088-822-2739
福岡県	八幡厚生病院	福岡県北九州市八幡西区里中3-12-12	093-691-3344
福岡県	医療法人優なぎ会 雁の巣病院	福岡県福岡市東区雁の巣1-26-1	092-606-2861
福岡県	医療法人社団飯盛会 倉光病院	福岡県福岡市西区大字飯盛664-1	092-811-1821
福岡県	のぞえ総合心療病院	福岡県久留米市藤山町1730番地	0942-22-5311
福岡県	遊行会藤川メディケアクリニック	福岡県福岡市博多区東光2丁目22-25	092-432-6166
福岡県	ひろメンタルクリニック	福岡県福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル3階	092-739-0303
佐賀県	国立病院機構 肥前精神医療センター	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231
佐賀県	虹と海のホスピタル	佐賀県唐津市原842-1	0955-77-5120
佐賀県	山のサナーレ・クリニック	佐賀県伊万里市立花町323番地2	0955-22-2128
佐賀県	さがセレニティクリニック	佐賀県佐賀市鍋島3-2-4	0952-37-7430
長崎県	医療法人見松会 あきやま病院	長崎県諫早市目代町737-1	0957-22-2370
長崎県	三和中央病院	長崎県長崎市布巻町165-1	095-898-7511
長崎県	医療法人志仁会 西脇病院	長崎県長崎市桜木町3-14	095-827-1187
大分県	山本病院	大分県別府市光町14番3号	0977-22-0131
大分県	河村クリニック	大分県大分市金池町2丁目12-8 ひこばゆビル 3階	097-548-5570
大分県	竹下粧子クリニック	大分県大分市中島西1-1-24 中島ビル2F	097-533-2874
宮崎県	一般社団法人 藤元メディカルシステム 大悟病院	宮崎県北諸県郡三股町大字長田1270	0986-52-5800
熊本県	八代更生病院	熊本県八代市古城町1705	0965-33-4205
熊本県	菊陽病院	熊本県菊池郡菊陽町原水中野5587	096-232-3171
鹿児島県	医療法人金隆会 指宿竹元病院	鹿児島県指宿市東方7531	0993-23-2311
鹿児島県	森口病院	鹿児島県鹿児島市下田町1763	099-243-6700
鹿児島県	谷山病院	鹿児島県鹿児島市小原町8-1	099-269-4111
沖縄県	独立行政法人国立病院機構 琉球病院	沖縄県国頭郡金武町金武7958-1	098-968-2133

*出典：厚生労働科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」(研究代表者：久里浜医療センター 樋口 進)
*当リストに掲載された情報は研究班の聴取時の内容であり、変更される可能性があります。診療の詳細については、各機関にお尋ねください。
*当リストに掲載した医療機関情報は、今後、都道府県・指定都市が選定する依存症専門医療機関とは異なるものです。

ギャンブル等依存症に対応できる回復施設

(「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」(研究代表者:久里浜医療センター 樋口 進)調べ)

平成29年8月時点

都道府県	回復施設名	所在地	電話番号
北海道	社会福祉法人青十字サマリヤ会 青十字サマリヤ館	北海道札幌市南区藤野四条3丁目8-18	011-591-1921
北海道	北海道ダルク	北海道札幌市東区北25条東5丁目1-117	011-750-0919
北海道	地域活動支援センター 札幌マック	北海道札幌市白石区東札幌二条5丁目1-21	011-841-7055
北海道	NPO法人リカバリー	北海道札幌市東区北33条東15丁目1-1エクセラムビル4階	011-374-6014
秋田県	一般社団法人 秋田ダルク	秋田県秋田市河辺和田字坂本北285-3	018-827-3668
秋田県	特定非営利活動法人 秋田マック	秋田県秋田市桜三丁目14-10	018-874-7021
宮城県	アロー萌木	宮城県仙台市青葉区中江1-23-4	022-716-5575
福島県	磐梯ダルクリカバリーハウス	福島県耶麻郡北塩原村大塩4459-1	0241-33-2111
茨城県	特定非営利活動法人 潮騒ジョブトレーニングセンター	茨城県鹿嶋市宮津村210-10	0299-77-9099
茨城県	茨城ダルク	茨城県結城市上山川6847	0296-35-1151
群馬県	NPO法人アパリ 藤岡ダルク	群馬県藤岡市上日野2594	0274-28-0311
栃木県	NPO 栃木DARC	栃木県宇都宮市大曾2-2-14-2F	028-650-5582
東京都	特定非営利活動法人SUN	東京都目黒区中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町4F	03-3712-0653
東京都	特定非営利活動法人ジャパンマック RDデイクアセンター	東京都板橋区板橋4-6-1 板橋スカイプラザ2階J号室	03-5944-1602
東京都	ウィメンズアディクションサポートセンターオ'ハナ	東京都北区滝野川6-76-9 エスポワール・オチアイ501・601	03-3916-0851
東京都	日本ダルク	東京都新宿区余丁町14-4 AICビル3階	03-5369-2595
東京都	みのわマック	東京都北区滝野川7-35-2	03-5974-5091
東京都	アディクションリハビリテーションセンター すとおりの	東京都世田谷区桜新町1-8-6	03-3704-7344
東京都	特定非営利活動法人 立川マック	東京都立川市錦町2-6-20	042-521-4976
東京都	山谷マックデイクアセンター ワン・ステップ	東京都荒川区東日暮里1-10-4	03-3891-4336
神奈川県	一般社団法人 相模原ダルク	神奈川県相模原市中央区相模原6-23-9	042-707-0391
神奈川県	地域活動支援センター 川崎マック	神奈川県川崎市川崎区東門前2-2-10	044-266-6708
神奈川県	GAYA(我舎)横須賀	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 スタービルⅡ1階	046-828-3776
神奈川県	第2アルク生活訓練センター	神奈川県横浜市中区翁町1-6-4 新翁ビル2F	045-641-2084
神奈川県	第2アルク地域活動支援センター	神奈川県横浜市中区翁町1-6-4 新翁ビル3階	045-226-2808
神奈川県	日本ダルク本部 神奈川	神奈川県横浜市中区北方町1-21	045-624-1585
神奈川県	横浜マック・デイクア・センター	神奈川県横浜市旭区本宿町91-6	045-366-2650
神奈川県	NPO法人市民の会寿アルク・第一アルク松影	神奈川県横浜市中区松影町3-11-2 三和ビル2F	045-641-7344
神奈川県	指定障害サービス事業者自立訓練(生活訓練)事業所 RDP横浜	神奈川県横浜市神奈川区松本町4-28-16 弘津ビル2F	045-595-9867
神奈川県	横浜市地域活動支援センターBB	神奈川県横浜市南区東藤田町15-3 YTCビル1F	045-341-3473
神奈川県	横浜市中央浩生館	神奈川県横浜市南区中村町3-211	045-251-5830
神奈川県	川崎ダルクデイクアセンター	神奈川県川崎市中原区新城4-1-1	044-798-7608
新潟県	NPO法人 新潟マック	新潟県長岡市三和1-5-19	0258-32-9291
山梨県	一般社団法人グレイス・ロードGRCデイクアセンター	山梨県甲斐市竜王新町1-1	055-287-8347
山梨県	山梨ダルク	山梨県甲府市伊勢4-21-1 清水ビル	055-223-7774
静岡県	スルガダルク 浜松	静岡県浜松市中区城北1丁目7-14 美杉ビル3F	
静岡県	静岡ダルク	静岡県田方郡函南町畑毛205-5	055-978-7750
愛知県	三河ダルク岡崎デイクアセンター	愛知県岡崎市明大寺本町3-12 善隣センタービル3階	0564-64-2349
三重県	三重ダルク	三重県津市栄町3-130	059-222-7510
京都府	NPO法人アパリ 木津川ダルク	京都府木津川市木津内田山117	0774-51-6597
大阪府	大阪マック	大阪府大阪市浪速区日本橋東1丁目3番5号	06-6648-1717
大阪府	リカバリハウスいちご	大阪府大阪市東住吉区道矢田3-4-3	06-6769-1517
奈良県	一般社団法人GARDEN	奈良県大和高田市東中2-10-18	0745-22-0207
兵庫県	リカバリハウスいちご尼崎	兵庫県尼崎市宮内町2丁目85番1号	06-7173-6642
広島県	社会福祉法人光の園 広島マック	広島県広島市南区比治山町1-12	082-262-6689
岡山県	岡山ダルク	岡山県瀬戸内市邑久町福中477	0869-24-7522
高知県	高知ダルク女性ハウス"ちやめ"	高知県高知市本町5丁目6番35号 つちばしビル1階	088-856-8106
福岡県	救護施設 仁風園	福岡県大野城市乙金東2-26-1	092-503-2004
福岡県	特定非営利活動法人ジャパンマック北九州マック	福岡県北九州市小倉北区大手町6-27 管工事協同組合ビル3階	093-967-7691
福岡県	ジャパンマック福岡	福岡県福岡市博多区堅粕3-19-19	092-292-0182
佐賀県	佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮	佐賀県神埼市神埼町鶴2950-2	0952-52-2229
長崎県	グラフ・ながさき	長崎県長崎市魚の町7-24 眼鏡橋ビル2F	095-800-2923
沖縄県	NPO法人 琉球GAIA	沖縄県那覇市識名1102-16	098-831-2174
沖縄県	沖縄ダルク「クレアドル」	沖縄県宜野湾市伊佐1-7-19	098-893-8406
沖縄県	一般社団法人沖縄ダルク「サントウアリオ」	沖縄県宜野湾市大謝名2-2-10 4F	098-943-8774

*出典:厚生労働科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」(研究代表者:久里浜医療センター 樋口 進)

*当リストに掲載された情報は研究班の聴取時の内容であり、変更される可能性があります。サポートの詳細については、各機関にお尋ねください。

多重債務で悩んでいませんか？

多重債務
相談窓口

相談窓口



一人で悩まず、多重債務解決への相談窓口には是非ご相談下さい。きちんとした手順をとれば、多重債務は必ず解決できます。



相談窓口に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村、もしくは、最寄りの財務局まで。

金融庁ホームページでも、全国の相談窓口の連絡先を掲載しています。

<http://www.fsa.go.jp/soudan/>

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

い や や !
188

このようなことで、困った時は消費生活相談窓口にご相談してください。

個人情報が出てい
るので削除してあげます、
と電話があった。
不安だ…

無料で削除します



会場の熱気にのまれ、
不要なものを
契約してしまった。
解約したい…



プロバイダを変えれば
安くなると言われた
のに、高くなった。
解約したい…



危ない、おかしいと思ったことは、ありませんか？

広告を見て、
しわ取りの
注射をしたら
腫れてしまった…



健康機器で
かゆみが出たら
「好転反応」と
言われた…



※ケガをしたり痛みを感じたりしたら、まずは医療機関で受診してください。

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188に
御相談ください。

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや
消費生活相談窓口を御案内します。

い や や !
188泣き寝入り!

と覚えてね

「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

1 8 8 を押す のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、
 の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

郵便番号が分かる

1 を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を押す
〒 -

郵便番号が分からない

2 を押す

固定電話から

「お住まいの地域を選択してください。
 ○○市は **1** を、○○市は **2** を… 押してください。」

携帯電話から

お住まいの地域の番号を押す

※ダイヤル回線等で操作ができない方は、そのままお待ちください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。この通話は、○○秒ごとに、およそ○○円の通話料金で御利用いただけます。」

※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

注 相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)

最寄りの消費生活相談窓口

お住まいの市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口

お住まいの都道府県の消費生活センターなど

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

【お願い】 消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

操作が分からなくなってしまったら…

どのように操作すれば良いのかわからなくなってしまったら、しばらくそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。